

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に 対する追加検査の結果の報告

令和 5 年 1 月 26 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の結果を報告するものである。

2. 報告内容

令和 5 年 5 月 17 日の第 10 回原子力規制委員会において了承された「今後の追加検査（フェーズⅢ）における対応方針」及び同年 9 月 20 日の第 34 回原子力規制委員会において了承された「追加検査（フェーズⅢ）における確認内容の詳細」を踏まえた、検査の結果について報告する。

3. 今後の予定

報告した東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書（案）（核物質防護に係る追加検査）（別紙）について、原子力規制検査実施要領に基づき、東京電力ホールディングス株式会社に対して事実誤認がないか照会を行う。

<添付資料>

別紙 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書（案）（核物質防護に係る追加検査）

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
原子力規制検査報告書(案)
(核物質防護に係る追加検査)

令和5年12月
原子力規制委員会

目次

1. はじめに.....	1
2. フェーズIIIの追加検査(令和5年5月～令和5年12月).....	1
2.1 検査計画.....	1
2.2 フェーズIIIにおける対応方針に基づく検査結果	3
2.2.1 正常な監視の実現	3
2.2.2 改善された変更管理の運用の徹底.....	5
2.2.3 実効あるPPCAPの実現.....	8
2.2.4 実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践	10
3. 結論	14
3.1 追加検査（フェーズIII）の検査結果.....	14
3.2 追加検査（フェーズIからフェーズIIIまで）の検査結果	15
【参考】これまでの経緯(フェーズIII以降)	17
(別紙1)今後の追加検査(フェーズIII)における対応方針.....	18
(別紙2)追加検査(フェーズIII)における確認内容の詳細.....	20
別添 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 原子力規制検査 報告書(核物質防護に係る追加検査) 令和5年5月 原子力規制委員会	

1. はじめに

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)柏崎刈羽原子力発電所において、令和2年度に発生したIDカードの不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失に関する事案(以下「2事案」という。)に対する追加検査については、令和5年5月 17 日にとりまとめた検査結果(別添)を踏まえ、フェーズⅡの追加検査で確認された4つの検査気付き事項について追加検査を継続することとした。

今般、フェーズⅢの追加検査が終了したことからその結果をとりまとめた。また、これで一連の追加検査が全て終了したことから、あわせてこれまでの追加検査の結論を示す。

なお、フェーズⅢの追加検査に要した検査時間は793人・時間、フェーズⅠからⅢまでの総検査時間は4,268人・時間(うち行動観察1,576人・時間)であった。

2. フェーズⅢの追加検査(令和5年5月～令和5年12月)

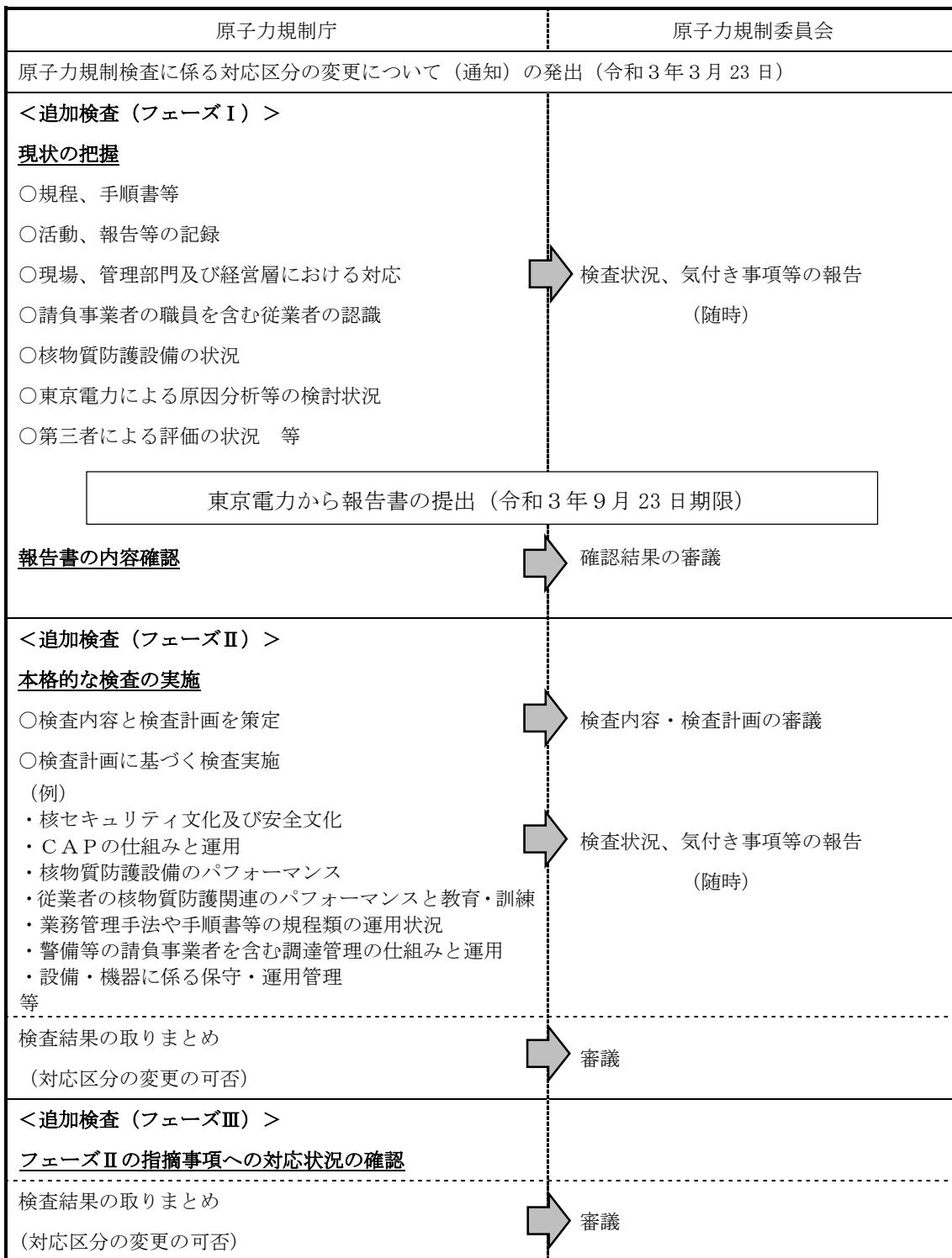
2.1 検査計画

フェーズⅡの追加検査で確認された4つの検査気付き事項に対して、「今後の追加検査(フェーズⅢ)における対応方針(令和5年5月 17 日の第 10 回原子力規制委員会了承)」に示した「具体的な確認内容」に沿って検査を行うこととし、さらに、東京電力の取組を詳細に確認するため、「追加検査(フェーズⅢ)における確認内容の詳細(令和5年9月 20 日の第 34 回原子力規制委員会了承)」を定め、これに沿って東京電力の取組を確認した。4つの検査気付き事項の「具体的な確認内容」を別紙1に、「追加検査(フェーズⅢ)における確認内容の詳細」を別紙2に示す。

[4つの検査気付き事項]

- (1)正常な監視の実現(是正処置完了報告の受理:令和5年9月1日)
- (2)実効あるPPCAPの実現(是正処置完了報告の受理:令和5年11月6日)
- (3)改善された変更管理の運用の徹底(是正処置完了報告の受理:令和5年8月22日)
- (4)実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践(是正処置完了報告の受理:令和5年11月14日)

(追加検査の大まかな流れ)



(令和3年4月14日 第3回原子力規制委員会資料抜粋)

2.2 フェーズⅢにおける対応方針に基づく検査結果

以下に検査結果を記す。具体的には、「今後の追加検査(フェーズⅢ)における対応方針」の4項目(以下の 2.2.1～2.2.4)に沿って、「追加検査(フェーズⅢ)における確認内容の詳細」の14項目(以下①～⑯)ごとに記す。

2.2.1 正常な監視の実現

- ①過去の経験を踏まえた厳しい自然環境を想定し、その状況下でも監視可能な体制(見張人、立哨要員を含む)が整備されていること

東京電力では、本年6月から防護直ごとに訓練(体制判断、警報評価、立哨対応、事案発生対応)が開始され、その訓練実績を踏まえた監視業務に関するガイドが本年7月に改訂された。

抜取検査の対象として本年1月末の大雪警報時(過去10年間の気象条件としての上位クラス)における環境条件を模擬した8月以降に実施された訓練に立会い、実施状況を確認したところ、防護本部では見張人が多発する個々の警報を正確に評価していること、見張人の交代が負担を考慮して定期的に行われていること等を確認した。

また、現場の立哨において、訓練開始当初は通信環境の不良等の課題が確認されたが、速やかな原因究明と対策が行われ、その後の訓練以降、課題は解消されていた。

以上、今回の検査により、訓練実績を踏まえた実務的なガイドが整備され、かつ、訓練で抽出された課題にも適切に対応し是正していることから、厳しい自然環境下でも監視可能な体制は整備されていると判断する。

- ②実際の状況に照らして、臨機応変に対応可能な柔軟性を有する体制になっていること

立地地域の自然環境を踏まえ、警報多発の想定を強風と大雪の場合に分けて、それぞれの状況に対応した体制を整備していた。

抜取検査の対象として8月以降に実施された大雪の訓練に立会い、活動状況を確認したところ、除雪に必要な要員については、本年6月から柏崎刈羽原子力発電所エリアの気象予報を入手した上で、ユニット所長をヘッドとする除雪判断会議を開催し、核物質防護部門において立哨区間を特定し必要な要員数を決定していたほか、立哨に必要な要員については、立哨区間が多い場合には発電所外からも動員することとして、必要数を確保していた。また、防護本部内で監視業務に従事する見張人については、同ガイドに基づき、荒天の状況

に応じて増員する体制を整備していた。

さらに、強風と大雪の両方を想定した訓練に立会い、除雪判断会議や核物質防護部門の対応状況を確認したところ、同会議では、初動対応として、監視と除雪に必要な人員数を検討し、発電所員のみならず所外からの参集を指示していた。核物質防護部門では、現場への移動車両や資機材の割り当てを行い、適切に監視業務を継続して行える体制を維持していた。また、訓練の中では、現場立哨中にさらに風が強まったことを模擬し、立哨者の安全確保の観点で屋外から建屋内（見張人の詰所）に退避させたが、侵入検知設備による監視に切り替えることで監視を途切れることなく実施できていた。

このほか、本年10月以降に強風により不要警報が多発した際には、実際に立哨要員を動員することはなかったものの、同ガイドに基づき、あらかじめ当日の体制について検討が行われ、必要な立哨要員の確保や見張人の増員が行われていた。

以上、今回の検査により、各種訓練や実際の活動において監視に必要な要員が環境の変化に応じて増強されること等を確認したことから、立地地域の自然環境に応じて臨機応変に対応できる柔軟性を持った体制を整備していると判断する。

③この体制を保持するため、継続的な訓練計画が策定されていること

訓練計画については、荒天時の対応を踏まえて本年7月改訂された同ガイドに基づき、具体的な訓練プログラム（体制判断、警報評価、立哨対応、事案発生対応に係るそれぞれの要素訓練及び総合訓練）が策定され、実行されていた。

この計画では、平時から監視機能や見張人等の評価が行われ、その実効性を検証した上で必要な体制を更新していくといった、課題の発見を踏まえた継続的な改善を図る仕組となっていた。

以上、今回の検査により、荒天時の対応を含めて充実強化された訓練計画が整備され、かつ、訓練で抽出された課題を踏まえて体制を見直す仕組も構築されたことから、体制を保持するために必要な訓練計画は整備されていると判断する。

④不要警報の実績を評価し、現場での気付きを取り入れる等、継続的に不要警報の低減対策に取り組んでいること

不要警報の低減対策については、定期的に侵入検知設備の種類ごとに、不

要警報が多発している場所を特定し、発報原因や傾向などを分析し、見張人、協力会社社員の気付き事項として、CR (Condition Report) を起票し、PPCAP (Physical Protection Corrective Action Program)において対策が検討されていた。

抜取検査の対象として侵入検知設備に関する対策を確認したところ、海岸部に設置されている侵入検知設備については、海からの波を原因とした不要警報が多発している点に着目し、フィールド試験を実施して、この試験結果とともに種類の異なる侵入検知設備への変更といった対策がとられていた。また、既存フェンスに設置されている侵入検知設備については、強風によるフェンスの揺れに伴う不要警報が多発していることが判明したため、取付場所を変更していた。これらによりいずれの侵入検知設備も不要警報が低減していた。

以上、今回の検査により、見張人等の現場の意見を活かした効果的な対策がとられ、それが実際の不要警報低減にも繋がっていることから、継続的に不要警報の低減に取り組んでいると判断する。

2.2.2 改善された変更管理の運用の徹底

⑤不適合事案について原因の特定や再発防止対策が講じられ、新たに定めたルールに基づき変更管理が実施済みであること

フェーズⅡの検査で確認された変更管理の不適合事案(マニュアルに基づき適切なタイミングで承認が行われていなかった案件(計 15 件))について、東京電力は、原因として、変更管理に対する理解不足、マニュアルのわかりにくさといった点を特定した上で、再度、変更管理手続きを実施していた。

これを受けた再発防止対策として、変更管理の業務手順を原子力安全部門のものと統合し、部門間の相違を無くし相互チェックが働くようにするため、原子力安全部門の変更管理基本マニュアルを改訂して核物質防護に係る変更管理も同マニュアルに基づき対応するようになっていた。

マニュアルのわかりにくさについても同マニュアルに業務フロー図を追加し、ホールドポイントとなるべき段階を明示した上で、「計画の策定」は「措置の実施」に先立ち実施することなど関係者の認識を共有するために記載の充実が図られていた。

その後、改訂されたマニュアルに基づき、上記の 15 件中 11 件については、「変更の影響」、「失敗のリスク」、「核物質防護の観点でのリスク」等が抽出され、各ホールドポイントにおいてルールどおりの承認がなされていることを、決裁文書、変更管理シートにより確認するとともに、有効性評価が実施されていることを

確認した。

一方、残りの4件については、東京電力から是正処置完了報告がなされた8月時点において、有効性評価が実施されておらず、是正処置が完了していない状況であったことが、核物質防護モニタリング室(2. 2. 4⑩に記載)による事後チェックで判明し、速やかにCRが起票され、不適合として再度是正措置が行われ、改訂されたマニュアルに基づく再評価を行った上で本年 10 月には有効性評価を完了し、適切に是正されていることを確認した。

以上、今回の検査により、追加検査で指摘した不適合事案については、原子力安全部門との相互チェックが働くように措置した上で原因を特定し是正が図られていること、変更管理が一部完了していなかった件を自ら事後チェックにより発見し、速やかに是正していることから、フェーズⅡの検査で確認された変更管理の不適合事案への対応は妥当なものと判断する。

⑥検査時における変更管理対象案件について、新たに定めたルールに基づき適切に運用されていること

令和5年1月以降に変更管理が実施された核物質防護上の重要度が高い案件¹(計 22 件)があったが、1件を除き適切に運用されていた。なお、この1件については⑤と同様、東京電力から是正処置完了報告がなされた8月時点において、有効性評価が実施されておらず、是正処置が完了していない状況であったものの、前述⑤の4件と同様の手続きが実施され、適切に是正されていることを確認した。

これらの案件(計 22 件)のうち、抜取検査の対象として、ハード、ソフト(運用面)及びソフト(体制面)に関する5件の案件について、決裁文書、変更管理シート、現地調査により確認したところ、同マニュアルに基づき変更管理が適切に実施されていた。各案件の検査結果を以下に示す。

○ハードの変更

案件1:区域境界出入口の入域動線の変更及び人定確認用レーンの増設

変更に伴う影響として「入域動線の変更に伴い入域者が混乱する」「バリケードを動かして人定確認せずに手荷物検査ゾーンに入る可能性がある」等が抽出されていた。現地でその対策を確認したところ、案内表示の掲示や誘導員(協力会社社員)による声かけが行われ、スム

¹ 核物質防護規定の変更が必要なもの、防護措置に影響を与えるもの、業務変更の影響範囲が大きいもの

一ズな入域が行われていたほか、バリケードも今後仮設のものから恒設のものに変更する計画が決定されており、変更影響への対策が適切に実施され変更内容が問題なく運用されていた。

○ソフト(運用面)の変更

案件2:周辺防護区域境界の運用変更

変更に伴う影響として「立入、荷物の搬出入時の警備員の対応が決まっていない」「新たに定める区域境界の人定確認など運用が定義されていない」等が抽出されていた。現地でその対策を確認したところ、新たに警備員を配置して警備方法を定めたガイドに基づく物品検査及び人定確認が所定どおり行われており、また、新たに侵入検知設備を設置して監視できるようになっており、変更影響への対策が適切に実施され変更内容が問題なく運用されていた。

案件3:社員入構用ピストンバスの運用変更

変更に伴う影響として「ピストンバスの増便に伴う警備員の負担」が抽出されていた。現地でその対策を確認したところ、警備員が増員され、手順書に基づき、ピストンバスに乗り込んで人定確認及び手荷物確認を所定どおり行われ、ピストンバスの運行にも遅延が生じておらず、変更影響への対策が適切に実施され変更内容が問題なく運用されていた。

○ソフト面(体制)の変更

案件4:警報多発時の監視体制構築(大雪時)

変更に伴う影響として「原子力安全部門の除雪要員が不足する」「監視・立哨に必要な要員が集まらない」「荒天により人身安全上立哨できなくなる」「核物質防護部門以外の要員が加わることによる管理情報の漏えい」等が抽出されていた。8月に実施された訓練においてその対策を確認したところ、除雪判断会議において原子力安全部門からの除雪要員の確保の調整や参集時のアクセスルートの確認と参集者用バスの手配等の調整が行われていたこと、荒天時には移動車両の手配の手順等が整備されていたこと、核物質防護部門以外の者に対する情報管理に関する教育が実施されていたことが確認され、変更影響への対策が適切に実施され変更内容が問題なく運用されていた。

案件5:警報多発時の監視体制構築(強風時)

変更に伴う影響として、上記大雪の場合と同様の事項が抽出されており、7月に実施された訓練においてその対策を確認したところ、変更影響への対策が適切に実施され変更内容が問題なく運用されていた。

以上、今回の検査により、新たな変更管理ルールに基づき、変更による影響評価やその対応が適切に運用されており、また、運用上の課題も東京電力が自ら検出し改善していることから、新たな変更管理ルールに基づく変更管理手続きが適切に運用されていると判断する。

2.2.3 実効あるPPCAPの実現

- ⑦案件に応じて核物質防護以外にも運転管理や施設管理などの部門からの参加を得て議論が多面的かつ実効的に行われていること

PPCAPの会合(週1回開催される PP-PIM(PP—パフォーマンス向上会議)と平日開催される PP—PICo(PP—パフォーマンス向上コーディネーター)ピア会議)には核物質防護部門に加え、運転管理、施設管理、放射線管理、品質保証の部門の者が参加するほか、審議内容に知見を有する者も参加し、これら原子力安全部門の知識や経験等を活用した多面的な議論や、過去の保全実績といった事案の詳細情報に基づく活発な議論が行われるようになった。

一方、本年6月に判明した監視用照明装置の一時不点灯事案や同年10月に発生した個人の信頼性確認のために行う随時の薬物検査結果の誤判定事案の審議の際には、核物質防護部門が把握している事実が一部CRに記載されておらず、速やかな不適合判断がなされていなかった。これを受け、再発防止対策として、核物質防護部門に対しCR記載方法の周知徹底が図られ、原子力安全部門で実績のある事故・故障等検討会(ユニット所長が統括し、トラブル事象の影響・進展の可能性や対応措置に加え、外部への通報連絡の迅速な検討を行うもので、原子力安全の部門に加え、広報の部門やリスク管理に携わる者なども参加して発電所全体で情報を共有し対応を検討するもの)を活用して、発電所全体として迅速に情報収集を行う仕組みを構築した。

これら再発防止対策の実施状況を確認したところ、核物質防護部門内のCR記載方法の周知徹底については、事象発生後速やかに当部門員に対してCRに必要な記載項目と内容を整理した資料を活用して周知していることを確認した。事故・故障等検討会の活用については、同年11月に開催された同検討会議の状況を確認したところ、様々な出席者によって事案の課題に対する正確な指摘がなされ、迅速な対応につながっていた。また、同検討会議には、核物

質防護モニタリング室が参加し、独自に事実関係の確認等を行っていた。

以上、今回の検査により、PPCAPについては、事案に応じて核物質防護部門以外の知識や経験を活用した多面的な議論がなされるようになり、新たに迅速な情報収集を行う仕組みも構築されたことから、多面的で実効的な議論が行われていると判断する。

⑧各事案に対する是正措置や未然防止の取組に加え、PPCAPに登録された事案の類似性や頻発性の観点から、共通要因を抽出して是正する取組がなされていること

核物質防護部門では発生割合の多い事象について傾向分析を行い、劣化傾向を特定した上で対応策を検討する仕組み(以下「トレンドCR」という。)について実施することになっているにもかかわらず、この活動が十分に実施されていなかつたため、本年8月、核物質防護モニタリング室がその点を同部門に指摘したことを受け、同部門はこれに必要な体制を整備し、同年9月からPPCAPにおいてトレンドCRの議論が開始され、分析評価の期限を明確化することや PP-PIM へ処理状況を報告することを手順に定め、それに基づき傾向分析活動を行うようになった。

抜取検査の対象として、同年 11 月に立入制限区域における監視設備の不具合多発傾向の分析状況を確認したところ、共通要因は通信機器の不具合であると特定し、不具合が発生していない同種の監視機器を含め同機器を取り替えることとして不具合の発生を防止していた。また、更なる改善を図るため、メーカーによる詳細調査も進めていた。

以上、今回の検査により、不適合事案の類似性や頻発性を考慮した分析評価を行う体制が整備され、PPCAPに登録されたトレンドCRの議論に基づき、不具合の発生を防止する取組が行われていることから、不適合事案の共通要因を抽出して是正する取組がなされていると判断する。

⑨協力会社を含めた様々な関係者からCRが起票され、期限管理がなされた上で事案の処理状況や措置内容が関係者に共有される取組がなされていること

東京電力では、本年2月から不適合管理等の運用方法を定めたガイドに基づくCR起票が協力会社にも運用拡大され、協力会社からのCR数も増加傾向にあり、現場における常日頃の気付き事項が自由に取り上げられるようになって

きている。

それに伴い、一時期、長期間の未完了案件が増え、またCR処理担当者の負担も増加していたが、PPCAPの会合において、これら課題が議論され、課題解消に向けた業務の平準化やリソースの増強が行われたほか、PPCAP事務局から核物質防護部門への期限前のアラームメールによる期限内処理の促進の効果もあり、いずれの課題も一定の改善が図られている。

一方、抜取検査の対象として同年10月に東京電力によるCR処理状況や措置内容の情報共有の実態を協力会社関係者から聞き取ったところ、「協力会社の現場リーダーには情報共有されているものの現場担当者までは共有されていない」ことが確認された。東京電力に対して、この点を検査気付き事項として伝達したところ、東京電力は速やかに協力会社の現場担当者などを対象とした朝礼に参加し、CRの内容とそれに対する警備上の留意点についての情報共有を始めるとともに、月1回の協力会社との対話会を通じた理解浸透活動を開始した。

以上、今回の検査により、協力会社を含めた様々な関係者からCRが起票されるようになり、また長期未完了案件等の課題もリソースの増強等により改善が進み、さらにPPCAPに登録した期限内での処理の促進や現場担当者の要望を踏まえた情報共有の取組も始まったことから、協力会社を含めたCR起票が定着し事案の処理状況や措置内容が共有される取組がなされていると判断する。

2.2.4 実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践

⑩核物質防護モニタリング室は、核物質防護関連の業務経験者で構成され、核物質防護関連部署から独立した社長直轄の組織であること

核物質防護モニタリング室は、本年5月に核物質防護関連部署から独立した社長直轄の組織として設置されたことを東京電力の組織や権限を定めた規程及びその改定履歴により確認した。また、当室員は核物質防護関連の業務経験者で構成されていることを当室員の経歴によって確認した。

以上、今回の検査により、核物質防護モニタリング室は核物質防護関連の業務経験者で組織されており、核物質防護関連部署から独立した社長直轄の組織であると判断する。

⑪核物質防護モニタリング室は、現場の状況を踏まえ、予め行動観察の実施場所や実施時期を計画に定めた上で、実務部門に示さずに独自の行動観察を実施していること

行動観察の様子を検査で確認したところ、現場の状況に応じてその対象を柔軟に設定していなかったことから、本年8月に東京電力に対してこの点を検査気付き事項として伝達した。これを受け東京電力は、第3四半期の行動観察から活動計画を柔軟に見直すようになり、案件の重要度等に応じた会議体の観察や不適合対策の履行状況の調査を行うなど、画一的でない行動観察が行われるようになった。

一方、同年10月に発生した個人の信頼性確認のために行う随時の薬物検査結果の誤判定事案については、核物質防護部門から核物質防護モニタリング室への情報共有の仕組が不十分だったため、同室が独自に事案の詳細を把握するのが遅れていた。

東京電力はこの問題の再発防止対策として、速やかに情報収集を行うことができる原子力安全部門で実績のある事故・故障等検討会(再掲)を行動観察の対象に加えるとともに、事前にPP-PICoピア会議の審議事項を核物質防護モニタリング室に通知することとし、同室が核物質防護に関する様々な情報を速やかに収集できる仕組みを構築した。

以上、今回の検査により、核物質防護モニタリング室は、現場の状況に応じた柔軟な計画を策定した上で独自に行動観察を実施するようになり、また、核物質防護モニタリング室への速やかな情報収集の仕組みも構築されたことから、現場の状況を踏まえた独自の行動観察が行われるようになったと判断する。

⑫核物質防護モニタリング室は、行動観察により自ら気付き事項を検出するとともにアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて社内規程に定めた評価基準に基づく分析を行い、劣化兆候等の課題を抽出していること

本年5月の核物質防護モニタリング室発足から3か月間は、行動観察をこなすのに手一杯だったが、8月以降は核物質防護モニタリング室自身で主体的に気付き事項を検出するようになっている。

また、同年11月には社内規程に定めた組織文化の評価方法を定めたガイドに基づき、行動観察の結果とアンケート調査の結果を踏まえた組織文化の評価も行われている。

その結果によれば、「入域者が警備員を尊重しているか」「警備員が入域者

に尊重されているか」の意識調査したところ、前者はほぼ全員が肯定した結果であったが、後者は肯定していない結果が一定の割合で見られ、これまでの調査と同様、依然、東京電力社員と警備員との意識にギャップがあった。この点については、社長から核物質防護モニタリング室に対して、「意識のギャップは長期的な監視測定が必要であるため、行動観察やアンケートを引き続き行い、意識のギャップが生じている原因分析を実施すること」との指示が行われた。また、「リソースおよび時間の十分な確保」については、前回調査に比べ、核物質防護部門から否定的な回答が増え、また、自由記述においても核物質防護部門の業務量増加が指摘され、新たな課題が明らかになった。

同室は、これらの結果を総合的に分析した上で、それぞれ、「出入管理のふるまいの目的が警備される側に理解されていない」「要員強化等は実施しているものの課題の解消には至っていない」旨を核物質防護部門に伝達し、改善を図るよう指摘していた。

これを受け、柏崎刈羽原子力発電所全体で管理職による発電所に入構する者に対する警備活動への協力の声かけが行われるようになったほか、核物質防護部門要員も増員され、課題解決に向けた取組が進められている。

以上、今回の検査により、核物質防護モニタリング室は主体的に気付き事項を検出するようになったほか、行動観察結果やアンケート調査結果を踏まえた組織文化の評価も行い、抽出した劣化兆候を核物質防護部門に伝達して改善を求めるといった一連の活動を行っていると判断する。

⑬核物質防護モニタリング室は、行動観察とアンケート調査の結果及び上記分析結果を実務部門の関与がない場で社長に直接報告・共有するとともに、社長からの指示を関係者に伝達していること

本年6月までは核物質防護モニタリング室から社長への報告には、柏崎刈羽原子力発電所の幹部職員や核物質防護部門も参加していたが、核物質防護モニタリング室は同発電所から独立した社長直轄の組織であることから、この点を同年7月に検査気付き事項として伝達したところ、東京電力は速やかに社長及び常務(内部監査担当)のみに報告する体制に変更した。

また、核物質防護モニタリング室は、第1四半期及び第2四半期の行動観察やアンケート調査の分析結果を社長に報告することに加え、毎週1回行うモニタリング時の気付き事項も社長に報告し、報告時に受けた社長からの指示をタイムリーに核物質防護部門に伝達していた。

以上、今回の検査により、核物質防護モニタリング室は行動観察を含めたモ

ニタリング結果とアンケート調査結果に加え、これらの結果を踏まえた組織文化の分析評価結果を社長に直接報告し、社長からの指示を速やかに核物質防護部門に伝達していると判断する。

⑭核物質防護モニタリング室は、社長指示伝達後の実務部門における改善措置の履行状況を確認するとともに、さらに劣化兆候を把握した場合には自らCRを起票するなど改善を主導する取組を行っていること

核物質防護モニタリング室は、意識や行動のモニタリングに関する基本的事項を定めたマニュアルに基づき、社長指示事項をリスト化した上で、核物質防護部門における改善措置の履行状況を優先度を付けて確認し、定期的に社長に報告していた。また、本年9月以降は同室自身が気付き事項をCRに起票するようになった。さらに、同年10月に発生した個人の信頼性確認のために行う随時の薬物検査結果の誤判定事案を受け、社長から、「今回の反省や教訓をどのように展開していくのかフォローアップし、核物質防護部門が自ら改善できるのか確認し、指導していくこと」の指示があり、この指示内容を核物質防護部門に伝えていた。

抜取検査の対象として、核物質防護モニタリング室が起票したCRの実務部門による対応状況を同室がどのようにフォローしているかを確認したところ、同室が核物質防護部門に対し、改善措置としてのマニュアル総点検の完了には時間を要することから、点検の進捗を踏まえながら計画的に実施するよう助言していた。

以上、今回の検査により、核物質防護モニタリング室は社長指示のあった事項に加え、自らCRを起票した事項の改善措置の履行状況やその後のフォローアップも積極的に行っていることから、改善を主導する取組を行っていると判断する。

3. 結論

3.1 追加検査(フェーズIII)の検査結果

フェーズIIの追加検査で確認された4つの検査気付き事項は、いずれも「事業者の自律的改善が見込める状態」かどうかを判断する上で重要な事項であることから、夜間における訓練への立会いやPPCAP会合・行動観察結果の社長報告への陪席等を通じて、改善措置活動が日常業務の一環として実施され、職員に浸透しているかどうかについて確認してきた。

その結果、いずれも以下のとおり是正が図られていると判断した。

(1) 正常な監視の実現

- ・荒天時における特別な体制が整備されたことにより、立地地域の自然環境に臨機応変に対応する監視体制が確立し、見張人による正常な監視が行われるようになったこと
- ・定期的な訓練によって監視機能や見張人等の評価が行われ、実効性の検証を経て監視体制を更新していく仕組が整備されるとともに、現場実態を踏まえた効果的な不要警報対策が継続されるようになったこと

(2) 改善された変更管理の運用の徹底

- ・変更管理の業務手順を原子力安全部門の手順に統合したことにより、部門間での相違がなくなり、原子力安全部門との相互チェック機能が発揮され、変更時の影響評価や対策が適切に行われるようになったこと
- ・変更後の業務手順で実施された変更管理については、所定どおり影響評価等の運用が行われるようになったこと

(3) 実効あるPPCAPの実現

- ・PPCAPに原子力安全部門や審議内容に知見を有する者を加え、原因究明等の議論が活発に行われるとともに、迅速な情報収集を行う仕組を導入したこと。さらに不適合の類似性や頻発性を踏まえた傾向分析も開始され、多面的で実効的な議論が行われるようになったこと
- ・協力会社からのCR起票が始まり、常日頃の気付き事項がPPCAPで一元管理されるようになり、CRの期限内処理の促進と相まって、現場が抱える様々な課題への対応が速やかに行われるようになったこと

(4) 実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践

- ・核物質防護の実務経験者からなる核物質防護モニタリング室員によって、現場の状況に応じた柔軟で独立した行動観察が行われるようになり、アンケート調査も踏まえた分析結果を直接社長に報告し、社長からの指示を核物質防護部門に伝達して改善を求めるといった一連の活動が自律的に行われるようになったこと

- ・核物質防護モニタリング室自身の気付き事項を自ら主体的にCR起票し改善を主導する取組も始まり、核物質防護規定に明記された「劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切に対応し、継続的な核セキュリティの向上を図る」方針が実施されるようになったこと

3.2 追加検査(フェーズⅠからフェーズⅢまで)の検査結果

東京電力柏崎刈羽原子力発電所において令和2年度に発生した2事案に対して実施した本追加検査は、原子力規制庁に担当組織(東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム)を設置して、「原子力規制検査における追加検査運用ガイド」に基づき令和3年4月に検査を開始した。

検査時間は対応する検査官全員で約 2,000 人・時間程度を目安とし、3つの段階(フェーズⅠ～Ⅲ)を想定して行うこととした。(フェーズⅠからⅢまでの総検査時間の実績は 4,268 人・時間(うち行動観察 1,576 人・時間))

フェーズⅠにおいては、今回の事案に対しては事実関係の把握を早期に行うことが重要であることから、経営層を含めた関係者へのインタビューや書類確認等を通じて2事案の背景要因を把握することを目的に検査を行い、不十分な変更管理、経営層の関与不足、PPCAPの機能不全、核セキュリティに対する理解不足、東京電力に対する協力会社の遠慮の構図といった背景要因を検出した(フェーズⅠの検査結果は別添参照)。

フェーズⅡにおいては、東京電力から報告のあった改善措置報告書を踏まえ、フェーズⅠで把握した背景要因に係る検査結果との照合や、フェーズⅠで把握していないかった内容を含め、検査における確認の視点を明らかにするとともに、東京電力の改善措置活動を評価するための3つの確認方針や 27 項目の確認内容を定めて検査を行った。その際、組織文化の評価に当たっては、従来の検査手法では確認が難しいため、改善効果が関係者の行動に表れることに着目し、行動変化の傾向を把握することを目的とした行動観察という手法を初めて採用した(関係者の行動を確認するという性質上、検査には時間を要した(総検査時間の約1/3))。その結果、23 項目については正が図られていると判断したが、4項目に関しては検査気付き事項が確認された(フェーズⅡの検査結果は別添参考)。

フェーズⅢにおいては、フェーズⅡでの4項目の検査気付き事項について、8つの具体的な確認内容や 14 項目の確認内容の詳細を定め、これに基づき東京電力の改善措置の状況を検査し、3.1 に記載のとおり、4項目全てについて是正が図られていると判断した。

以上、本追加検査では、検査の進展に応じて具体的な確認内容を定めて検査を実施してきたところであるが、今般、東京電力の改善措置活動の確認が全て終了し、2事

案に係る核物質防護措置の劣化については改善が図られたと判断する。

また、たとえ核物質防護措置の劣化が発生しても、長期間継続することなく、重大な劣化に至る前にそれを検出して自律的に改善できる「改善措置を一過性のものとする仕組」も構築され、定着しつつあると判断する。

【参考】これまでの経緯(フェーズⅢ以降)

令和5年5月17日 原子力規制委員会(定例会合)：追加検査報告書(フェーズⅠ、フェーズⅡ)及び今後の追加検査(フェーズⅢ)における対応方針を了承

この間、原子力規制委員会(臨時会合)にて検査(フェーズⅢ)の状況を2回報告(令和5年6月14日、同年8月2日)

令和5年8月22日 東京電力からの是正処置完了報告(改善された変更管理の運用の徹底)

令和5年9月1日 東京電力からの是正処置完了報告(正常な監視の実現)

この間、原子力規制委員会(臨時会合)にて検査(フェーズⅢ)の状況を報告(令和5年9月20日)

令和5年11月6日 東京電力からの是正処置完了報告(実効あるPPCAPの実現)

令和5年11月14日 東京電力からの是正処置完了報告(実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践)

この間、原子力規制委員会(臨時会合)にて検査(フェーズⅢ)の状況を3回報告(令和5年11月14日、同年11月29日、同年12月4日)

令和5年12月6日 原子力規制委員会(定例会合)：検査結果を審議

(別紙1)

今後の追加検査（フェーズⅢ）における対応方針

令和5年5月17日
原子力規制庁

フェーズⅢの追加検査では、フェーズⅡの追加検査で確認された4つの検査気付き事項それぞれに対して、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針（令和4年9月14日第38回原子力規制委員会了承）」を踏まえ、以下のとおり具体的な確認内容を定め、これに基づき検査を行うこととする。

【フェーズⅢの追加検査における具体的な確認内容】

(1) 正常な監視の実現

- ・荒天時の特別な体制が整備され、これにより正常な監視業務が実現されていること
- ・不要警報の低減目標を達成していない現状を評価し、更なる対策を講じて改善を図っていること

(2) 実効あるPPCAPの実現

- ・会議の目的を踏まえた出席者による技術的な議論が行われていること
- ・協力会社を含め、事案の大きさに係わらず、CRの起票や情報共有が継続していること

(3) 改善された変更管理の運用の徹底

- ・これまでに確認されている変更管理の不適合事案が社内ルールどおりに変更管理されていること
- ・新たに整備される荒天時の特別な体制など、変更管理が適用される業務について、所定どおり影響評価等の運用が行われていること

(4) 実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践

- ・核物質防護規定に基づき、核物質防護に精通する者による独立した位置付けでの定期的な行動観察が行われ、評価基準を定めてそれにに基づき適切に運用されていること
- ・観察結果が直接社長に報告され、社長の指示を受けて必要な対応が行われていること、特に劣化兆候を把握した場合には改善に向けた取組が適切に行われていること

東京電力は既にこれら4つの検査気付き事項を認識し是正に向けた取組を進めていることから、フェーズⅢの追加検査では、フェーズⅡのように改善措置計画の実施状況を逐次確認するのではなく、東京電力から是正が終了した旨の報告を受けた段階で検査を行うことを基本とする。

ただし、(2)及び(4)については、「事業者の自律的改善が見込める状態」かどうかを判断する上で重要であることから、適時その状況を検査で確認する。

(別紙2)

令和5年9月20日第34回原子力規制委員会資料 確認内容の各事項に①～⑩の番号を追記		追加検査（フェーズⅢ）における確認内容の詳細	
4つの課題	フェーズⅢの追加検査における具体的な確認内容	確認内容の詳細	
(1)正常な監視の実現	<p>（令和5年5月17日原子力規制委員会資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒天時の特別な体制が整備され、これにより正常な監視業務が実現されていること ・不要警報の低減目標を達成していない現状を評価し、更なる対策を講じて改善を図っていること 	<p>①過去の経験を踏まえた厳しい自然環境を想定し、その状況下でも監視可能な体制（見張人、立哨要員を含む）が整備されていること</p> <p>②実際の状況に照らして、臨機応変に対応可能な柔軟性を有する体制になっていること</p> <p>③この体制を保持するため、継続的な訓練計画が策定されていること</p> <p>④不要警報の実績を取り入れる等、継続的に不要警報の低減対策に取り組んでいること</p>	
(2)改善された変更管理の運用の徹底	<p>・これまでに確認されている変更管理の不適合事案が社内ルールどおりに変更管理されていること</p> <p>・新たに整備される荒天時の特別な体制など、変更管理が適用される業務について、所定どおり影響評価等の運用が行われていること</p>	<p>⑤不適合事案について原因の特定や再発防止対策が講じられ、新たに定めたルールに基づき変更管理が実施済みであること</p> <p>⑥検査時における変更管理対象案件について、新たに定めたルールに基づき適切に運用されていること</p>	
(3)実効あるPPCAPの実現	<p>・会議の目的を踏まえた出席者による技術的な議論が行われていること</p> <p>・協力会社を含め、事業の大きさに係わらず、CRの起票や情報共有が継続していること</p>	<p>⑦案件に応じて核物質防護以外にも運転管理や施設管理などの部門からの参加を得て議論が多面的かつ実効的に行われていること</p> <p>⑧各事案に対する是正措置や未然防止の取組に加え、PPCAPに登録された事案の類似性や頻発性の観点から、共通要因を抽出して是正する取組がなされていること</p> <p>⑨協力会社を含めた様々な関係者からCRが起票され、期限管理がなされた上で事案の処理状況や指置内容が関係者に共有される取組がなされていること</p>	
(4)実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践	<p>・核物質防護規定に基づき、核物質防護に精通する者による独立した位置付けでの定期的な行動観察が行われ、評価基準を定めてそれに基づき適切に運用されていること</p> <p>・観察結果が直接社長に報告され、社長の指示を受けて了場合は改善に向けた取組が適切に行われていること</p>	<p>⑩核物質防護モニタリング室（以下、「モニ室」という。）は、核物質防護関連の業務経験者で構成され、核物質防護関連部署から独立した社長直轄の組織であること</p> <p>⑪モニ室は、現場の状況を踏まえ、予め行動観察の実施場所や実施時期を計画に定めた上で、実務部門に示さずに独自の行動観察を実施していること</p> <p>⑫モニ室は、行動観察により自ら気付き事項を検出するとともにアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて社内規程に定めた評価基準に基づく分析を行い、劣化兆候等の課題を抽出していること</p> <p>⑬モニ室は、行動観察とアンケート調査の結果及び上記分析結果を実務部門の関与がない場で社長に直接報告・共有するとともに、社長からの指示を関係者に伝達していること</p> <p>⑭モニ室は、社長指示伝達後の実務部門における改善措置の履行状況を確認するとともに、さらに劣化兆候を把握した場合には自らCRを起票するなど改善を主導する取組を行っていること</p>	

別添

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
原子力規制検査報告書
(核物質防護に係る追加検査)

令和5年5月
原子力規制委員会

目次

1	はじめに	1
2	追加検査の進め方	3
3	フェーズⅠの追加検査（令和3年4月～令和3年9月）	5
3.1	検査の内容	5
3.2	検査の結果	5
3.3	東電報告書の内容確認	8
4	フェーズⅡの追加検査（令和3年10月～令和5年4月）	10
4.1	フェーズⅡの検査計画	10
4.2	追加的に事実関係の確認を要すべき事項	11
4.3	より的確に分析すべき事項	16
4.4	改善措置計画の実施状況とその効果	17
4.5	確認方針に基づく検査結果	19
5	結論	35
5.1	フェーズⅠの検査結果	35
5.2	フェーズⅡの検査結果	35
【参考】これまでの経緯		38
別添1	柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針	40
別添2	東京電力社員等に対する行動観察	45
別添3	東京電力社員等に対する核物質防護に関する意識調査	53

1 はじめに

令和2年9月20日、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所において、東京電力社員が他の社員のIDカードを使って中央制御室まで入域する事案が発生した。これを受け、令和3年2月8日、原子力規制委員会は東京電力に対し、原子力規制検査(核物質防護)における重要度評価の結果が「白」であること、同年2月9日、検査の対応区分を第2区分¹に変更することを通知した。

また、令和3年1月27日、同発電所において、侵入検知に関わる核物質防護設備の一部が損傷していることが判明したため、損傷の状況を調べたところ、これら設備の点検・保守が適切に行われず機能を維持することができていなかったこと、機能喪失の期間が最長で約11か月あり、この間実効性のある代替措置を講じていなかったことが確認された。

これを受け、同年3月16日、原子力規制委員会は東京電力に対し、原子力規制検査(核物質防護)における重要度評価の結果が「赤」であることを通知した。また、同年3月23日には、検査の対応区分を第4区分¹に変更することを通知するとともに、両事案を一体のものとして取り扱うこととして「原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）」を東京電力に対して発出し、両事案について、直接原因の特定、根本的な原因の特定並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定を行い、その特定した内容を踏まえて、特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動及びそれに関する保安のための業務に係る活動に関する改善措置活動の計画を定め、当該特定した内容及び計画を6か月以内に報告するよう求めた。さらに、同年4月14日、原子炉等規制法第43条の3の23第2項の規定に基づく特定核燃料物質の移動を禁止する命令を発出した。

その後、同年9月22日、東京電力から「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関する改善措置報告書」（以下「東電報告書」という。）の提出があった。

原子力規制委員会は、原子力規制庁に担当組織（東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム）を設置して追加検査を行うこととし、東電報告書の提出

¹ 原子力規制検査等実施要領（原規規発第1912257号-1）に規定する検査の対応区分

第2区分：各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態

第4区分：各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態

前に2事案に関する事実関係の詳細な調査等を目的とした検査（フェーズⅠ）を同年4月から9月まで行った上で、同年10月から追加検査（フェーズⅡ）を開始し、東京電力の改善措置活動の進捗に応じてその状況を確認してきた。

今般、フェーズⅡまでの検査が終了したことからフェーズⅠも含めたこれまでの検査の実施状況を示すとともに、その検査結果をとりまとめた。

なお、これまでに要した検査時間は3,475人・時間（うち行動観察1,576人・時間）であった（令和5年4月末時点）。

2 追加検査の進め方

通常、追加検査は、事業者からの原因究明や改善措置計画等に関する報告を待ってその内容を踏まえ実施するところであるが、報告前にも2事案に関する東京電力社員等の認識や核物質防護設備の状況把握などの事実関係の把握等を目的とした検査を行うことを含め、以下のとおり3つの段階を想定して検査を行うとした「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について」（以下「実施方針」という。）を、令和3年4月14日の第3回原子力規制委員会において了承した。

また、検査の状況や検査気付き事項などについては、隨時、原子力規制委員会で報告を受けることとした。

（1）フェーズIの追加検査（東電報告書提出までの検査）

- ・2事案に係る事実関係の詳細な調査、関係者の認識の把握、東電報告書の内容確認

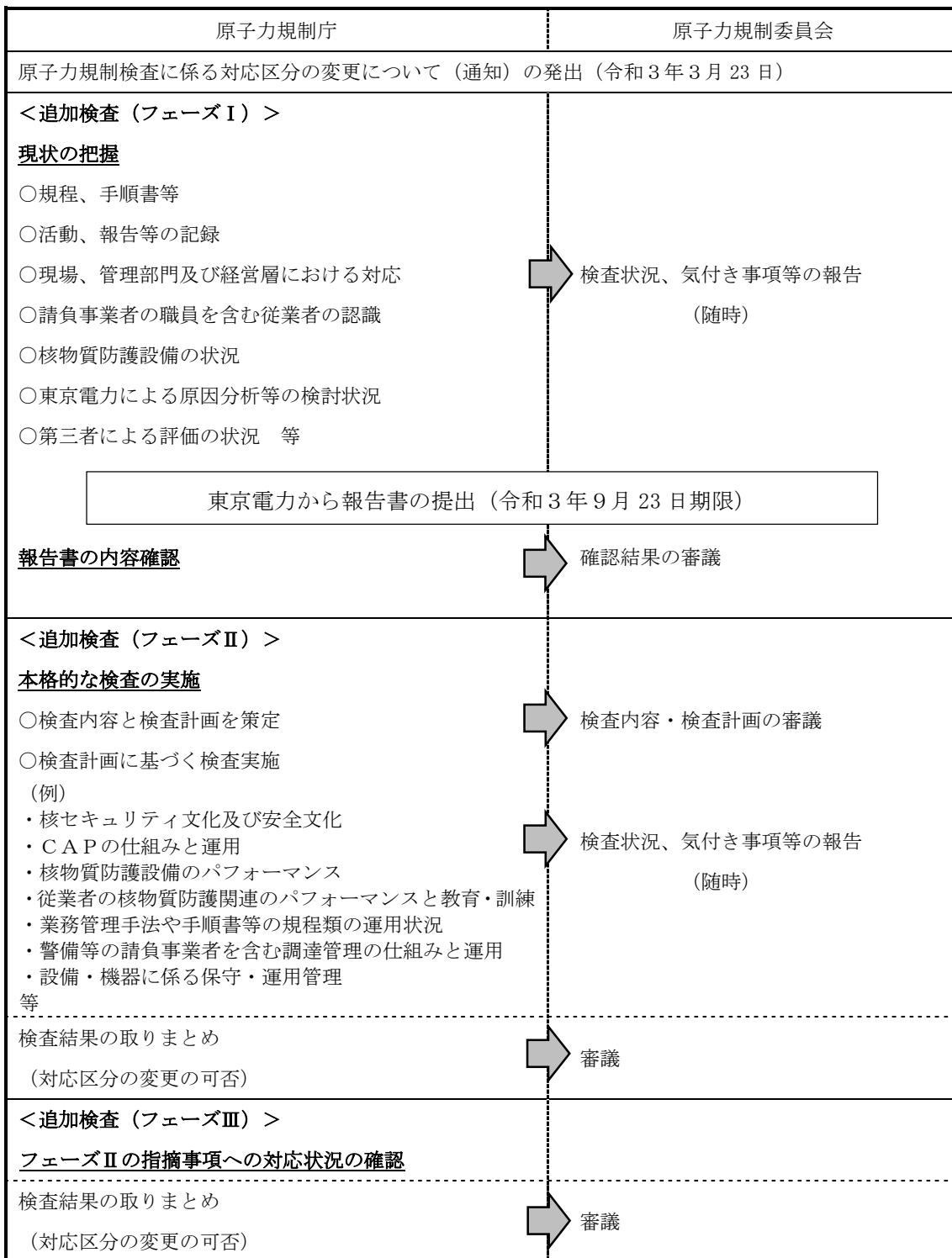
（2）フェーズIIの追加検査（東電報告書提出後の検査）

- ・フェーズIIの検査計画の策定
- ・本格的な検査を開始し、東京電力による改善措置活動の進捗に応じて、その運用状況等を確認
- ・検査結果を検査報告書に取りまとめ、検査の対応区分の変更の可否を判断
- ・検査指摘事項がある場合はフェーズIIIの追加検査を実施

（3）フェーズIIIの追加検査（フェーズIIでの検査指摘事項に対する検査）

- ・検査指摘事項に対して、その対応状況等を確認
- ・検査結果を検査報告書に取りまとめ、検査の対応区分の変更の可否を判断

(追加検査の大まかな流れ)



(令和3年4月14日 第3回原子力規制委員会資料抜粋)

3 フェーズIの追加検査（令和3年4月～令和3年9月）

3.1 検査の内容

今般の2事案の詳細を確認するため、実施方針に基づき、両事案に係る事実関係の詳細な調査、関係者の認識の把握、第三者による安全文化・核セキュリティ文化の評価を含めた東京電力の原因分析や改善措置活動の計画の検討状況の把握等を行った。また、こうして把握した事実関係等を踏まえ、東電報告書の内容（原因の特定、改善措置活動の計画など）の確認を行った。

検査としては、現地調査によって核物質防護設備の現状を把握するとともに核物質防護規定や業務規程等の記録確認を行ったほか、関係者に対するインタビュー（18名）を行い、事案発生時の対応や核物質防護に対する認識などを調査した。

3.2 検査の結果

検査の結果、今般の2事案の背景には、ハード面及びソフト面で5つの要因があることを把握した。

具体的には、核物質防護のリース機器を買取りに変更した際の影響評価不足によって不具合の頻発や放置が生じていたといった問題や、東京電力の経営層による核物質防護業務への関与不足、東京電力に対する協力会社の遠慮の構図の存在などが明らかになった。

こうした要因の把握には関係者インタビューで得られた情報が大きく寄与したことから、以下にこれら要因とそれぞれに関する関係者インタビューの主なものを併せて記す。なお、インタビューの役職名は検査当時のものである。

【ハード面の要因】

① 核物質防護設備の買取りに係る影響評価不足

東京電力は、震災後の全社的なコストダウン活動の一環として行われた「カイゼン活動」によって、平成31年3月から順次、核物質防護設備をリースから買取りに切り替えたが、買取りに伴う保守管理体制の変更により、初動対応が遅れる等の課題が協力会社から指摘されていたにもかかわらず、その影響を組織的に検討することなく²、担当者を含めた限られた者だけで検討し、設備が故障した場合でも代替措置を講じていれば問題ないと判断していた。

保守管理体制の変更に関して詳細に検査をした結果、「カイゼン活動」は

² 検査中に東京電力から組織的に検討したことを示す資料の提示はなかった。

本社³において審議・決定がなされており、その場において部会長から「設備取得やリース期間延長の可否の検討を行うこと」とされ、提案どおり買取りが了承されていた。

また、核物質防護設備の保全方式についても、時間基準保全⁴から状態基準保全⁵に切り替えたものの、状態基準保全のための設備の劣化状態を判断するための基準が定められておらず、結果的に事後保全⁶といえる状態であった。また、買い取った設備には製造者推奨の耐用年数を超過した後、同設備を取り替えることなく再度リース契約を締結していた設備もあり、経年化した設備の継続使用によって、不要警報の多発や復旧の長期化を招いていた。

〈インタビュー結果〉

- ・ 設備の不具合が重なり放置された問題点は、リース機器を買取りにする際の検討にあったと感じており、十分な保守ができないとの指摘に対して慎重な議論が行われるべきであった。（社長）
- ・ 防護管理G内では、設備のリース契約は解除されるが、保守委託契約は従来どおり変更ないため、設備の機能は維持されると想定していた。
（前防護管理GM）
- ・ 自分の異動は保守管理の経験を期待されての異動だったと思うが、保守管理のための体制が整備されておらず、当初は自分一人だけだった。
（防護管理GM）
- ・ 現場は非常に厳しい環境であり、設備の劣化が進んでいる。複数の防護設備が故障することがあり、これらは周期的に故障していた。（その他関係者）
- ・ 協力会社が行う点検範囲を縮小したため、設備の劣化兆候が確認できなくなった。（その他関係者）
- ・ P P (Physical Protection) 設備の買取り後、協力会社が個別の契約締結後に取替設備を取り寄せたり、東京から技術者を派遣して対応したりするため、迅速な対応ができず工期が長くなっていた。
（その他関係者）
- ・ 設備故障が発生しても、月1回の予算会議まで工事発注できないルールとなっていたため、補修が遅れることがあった。（その他関係者）

³ 本社に設置されたサバイバルコスト削減委員会の下部組織である技術・業務革新推進部会（部会長：副社長、平成26年4月設置）

⁴ あらかじめ定めた耐用年数等の一定の期間ごとに点検、試験、交換などの保守を行うこと

⁵ 劣化の兆候を捉えるための常時又は定期の状態監視を踏まえ修理、交換などの保守を行うこと

⁶ 故障等の機能喪失後に修理、交換などの保守を行うこと

【ソフト面の要因】

② 経営層の核物質防護業務への関与不足

核物質防護業務を統括する立場にある本社や発電所の経営層は核物質防護の経験や知識も少なく、自ら現場状況を把握することはなかった。

また、機密情報を扱う秘匿性の高い業務である核物質防護部門に対しては他組織からの関与も少ないこともあり、核物質防護業務に対する関与不足を招いていた。

〈インタビュー結果〉

- ・ P Pに関しては機密情報の領域があるので、具体的な内容を承知できないものと認識し強い関心を持っていなかった。セキュリティの現場のマネジメント層とはコミュニケーションしていなかった。(社長)
- ・ 自らは積極的に関与しておらず社員への声かけも不足していた。P Pはできているという認識があり任せている状況だった。自分で現場を確認することや防護本部に行くこともなくコミュニケーションが不足していた。(原子力・立地本部長(発電所長、核物質防護管理者(以下「P P管理者」という。)も同趣旨の発言あり))

③ P P C A P (Physical Protection Corrective Action Program) の機能不全

核物質防護部門の要員のみで構成されていたP P C A Pは多面的な相互レビューの視点での議論がなされておらず、P P業務に責任を有するP P管理者が出席していないケースもあるという機能不全の状態にあった。

〈インタビュー結果〉

- ・ 一つ一つの事案の詳細な情報は共有されていなかった。本当の意味でのテロ対策に思いが至っておらず、何を恐れるべきかという議論もしていなかった。(社長)
- ・ P P C A Pの情報が本社に入らずサイト内で回す意識が強かった。P P C A Pに参加したことはない。(原子力・立地本部長(発電所長、P P管理者も同趣旨の発言あり))
- ・ 防護管理GM止まりのものばかりで上位職まで上がってくるものはなかった。P P C A Pが事案のフォローアップを行う仕組になっていたなかった。(P P管理者)

④ 内部脅威に対する意識の低さや核セキュリティに対する理解不足

柏崎刈羽原子力発電所ではこれまでに重大な核セキュリティ事象が発生していないこともあり、「東京電力社員がルール違反をするはずはない」との思い込みや内部脅威に対する低い意識、核セキュリティの重要性の理解不

足があった。

〈インタビュー結果〉

- ・ 東京電力社員なのになぜ社員でないことを疑うのかといった内部脅威を含めたセキュリティへの意識が低かった。(PP管理者)
- ・ 生体認証エラーが頻発することに対して、入域者に迷惑をかけているとの思いがあり、早く通してあげようと考えてしまった。東京電力社員に悪いことをする人はいないと思い込んでいた。(その他関係者)
- ・ 取替修理に当たっては、入域時に渋滞を起こす出入管理設備の優先度が高いが、それ以外の設備は低く設定されていた。(その他関係者)

⑤ 東京電力に対する協力会社の遠慮の構図の存在

出入管理の現場では、多数の入構者を通過させるストレスを抱え、クレームの発生を恐れながらの環境の下で、早く通したい思いや東京電力社員を疑うことに対する遠慮の構図が生まれていった。

〈インタビュー結果〉

- ・ これまで零匂気が違う人⁷は結構いたが、今回は東京電力社員であったため、間違いないものと思い込み、再確認しなかった。
(その他関係者)
- ・ 協力会社社員であれば人定確認で止めていたが、東京電力社員への扱いは違っていた。(その他関係者)

3.3 東電報告書の内容確認

令和3年9月22日に東電報告書提出を受け、これまでに把握した内容との相違、2事案に対する原因と対策の対応関係を精査した上で、分析が不十分と思われる点やこれまでに把握していなかった点など今後の検査で確認する事項を以下のとおり整理した。これらについては令和3年10月13日の第38回原子力規制委員会で審議し、フェーズⅡの検査計画に反映することとした。

○分析が不十分と思われる点

- ・ 東京電力社員間のコミュニケーション不足には触れているが、東京電力と協力会社の社員間の関係には触れていない。
- ・ 教育訓練プログラムが存在していないことには触れているが、人事が固定化していた要因には触れていない。

⁷ IDカードの顔写真と本人の顔が似ていないと思われる人

○これまでに把握していなかった点

- ・機能復旧に30日以上経過している際に防護関係者にアラートを発信する仕組
- ・変更管理基本マニュアルによる影響評価の実施要求
- ・原子力運営管理部長による点検長期計画の作成指示

○原因と対策の対応関係

- ・東電報告書において直接原因や根本原因として特定された内容と改善措置計画については対応していることを確認したが、改善措置計画が具体的にどのように実施されるかが明確でない事項が多く、改善措置計画の実現に向けたプロセス（いわゆるP D C A）が具体的に示されていない。

4 フェーズⅡの追加検査（令和3年10月～令和5年4月）

4.1 フェーズⅡの検査計画

フェーズⅠで確認した2事案発生の要因（①核物質防護設備の買取りに係る影響評価不足、②経営層の核物質防護業務への関与不足、③P P C A Pの機能不全、④内部脅威に対する意識の低さや核セキュリティに対する理解不足、⑤東京電力に対する協力会社の遠慮の構図の存在）及び東電報告書で確認した内容を踏まえ、フェーズⅡの検査では、以下の3つの事項について検査を行うこととし、令和3年10月20日の第39回原子力規制委員会で了承した。

検査事項1：追加的に事実関係の確認を要すべき事項

- ・ 東京電力の特徴の把握のため、今回の事案が東京電力の全社的な問題なのか、柏崎刈羽原子力発電所に固有の問題なのかなどを明らかにするための実態調査を行う。
- ・ 核物質防護設備のリースから買取りへの変更が、東京電力による震災後の全社的なコストダウン活動の一環として行われたことが確認されており、いわゆる「カイゼン活動」の取組が核物質防護措置の質などにどのような影響を与えたかを調査する。
- ・ 新たに確認を行うものとして、これまでの検査で把握していなかった3項目（アラート発信の仕組等）を調査する。

検査事項2：より的確に分析すべき事項

核セキュリティ文化・安全文化の視点を含め、独立検証委員会（第三者委員会）による分析も参考しつつ、2事案に係る直接原因や根本原因を整理した上で、東電報告書では十分に分析されていないと考えられる事項を特定し、これに関する原子力規制庁としての分析・評価を行う。

検査事項3：改善措置計画の実施状況とその効果

東電報告書では改善措置計画の項目が列記されているが、その実現に向けたプロセス（いわゆるP D C A）や活動内容が具体的に示されていないため、東京電力に対し追加検査の中で具体的な実施計画を求めた上で、その内容と進捗に応じて改善措置計画の運用状況とその効果を確認する。

これらの検査事項のうち、検査事項1及び2の確認状況については、令和4年4月27日の第7回原子力規制委員会で「東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるI Dカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する追加検査の中間とりまとめ」の報告を受けた。

検査事項3については、これまでの検査を通じて明らかとなった「東京電力に対応を求める事項」とそれに対する「評価の視点」を定めた上で重点的に検査することとし、同原子力規制委員会で了承した。

その後、同年9月には東京電力の改善措置計画に基づく36全ての措置が実施段階に入ったことを踏まえ、4.4に示すとおり、3つの「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」（以下「確認方針」という。）と27項目の確認の視点（同年9月14日の第38回原子力規制委員会にて了承）を定め、インタビュー・アンケート調査や行動観察も用いて検査を進めた。

以下、4.2に検査事項1の、4.3に検査事項2の、4.5に検査事項3の検査結果をそれぞれ記す。

4.2 追加的に事実関係の確認を要すべき事項

4.2.1 東京電力の特徴の把握

今回の2事案が、東京電力の全社的な問題なのか、柏崎刈羽原子力発電所固有の問題なのか、さらには他電力にも共通する問題なのかを明らかにするため、東京電力に加え、全電力会社に対して核物質防護の実態調査を行った。

具体的には、核物質防護の管理状況（防護組織、防護設備の仕様、保全方式、代替措置、出入管理や監視の方法、教育訓練等）について、現場確認、記録確認、関係者へのインタビューを行い、その結果、以下の特徴が確認された。

【防護組織】

柏崎刈羽原子力発電所においては、防護組織を統括すべきPP管理者が他の業務（防災安全部長又は原子力安全センター所長）を兼務しており、防護業務に従事する比率が低かった（1／5程度）。また、核物質防護に関する不適合管理等を審議する会議体（PPCAP）にも参加していなかった。

さらに防護本部への立会も少なく（四半期に1回程度）、本社や柏崎刈羽原子力発電所の経営層による防護本部への立会もほとんどなかった。

他の発電所においては、専任・兼任にかかわらず、PP管理者はPPC A Pへ参加するとともに日頃から防護本部への立会が行われていた。また、経営層による立会も定期的に行われていた。

【防護設備の仕様】

柏崎刈羽原子力発電所においては、発電所の地理的な特徴や気候を踏まえた設備仕様となっておらず、不要警報が多い原因となっていた。なお、防護本部の執務環境が手狭であり、機能の追設による使い勝手が悪い、監視画面が小さい、といった状況であった。

他の発電所においては、保守管理を行う協力会社との連携の下、それぞれの発電所の地理的な特徴や気候を考慮した設備が設置され、不要警報の低減が図られていた。

【保全方式】

柏崎刈羽原子力発電所においては、防護設備をリースから買取りに変えた際、それまでの時間基準保全から状態基準保全に切り替えて運用がされていた。しかしながら、状態を監視するために必要となる設備の劣化状態の把握や判断基準を定めた保守管理計画が策定されておらず、結果的に事後保全といえる状態であった。また、設備の機能喪失が発生した際の復旧についても現地体制の縮小により長期間を要していた。

他の発電所においては、時間基準保全と事後保全を基本として保守管理がなされており、設備が機能喪失した際においても速やかに復旧しており、過去の保全実績を踏まえた保守管理体制が構築されていた。

【代替措置】

柏崎刈羽原子力発電所においては、防護設備の機能喪失時に監視を担当する者は他の業務を兼務しており、監視対象が増加した場合でも監視担当者を増員するなどの体制の強化は行われていなかった。

他の発電所においては、監視担当者が監視に支障のない範囲で他の業務を兼務していたが、監視対象が増加した場合には監視に専従することとされ、さらに監視担当者を増員させるなどの体制強化を図る運用とされていた。

【出入管理や監視の方法】

柏崎刈羽原子力発電所においては、規制上の要求がない場所には生体認証装置は導入されていなかった。なお、警備を担当する協力会社へのアンケート調査には「人定確認の負担軽減のために設置して欲しい」といった設置要望があった。

他の発電所においては、規制上の要求が無い場所においても自主的に生体認証装置を導入し、見張人による人定確認を補助し確実に出入管理を行

う運用を行っていた。

なお、全電力会社の関係者にインタビューした中で、柏崎刈羽原子力発電所の関係者から「運転員ファーストという考え方方が所内に浸透しており、運転員からの依頼は断り辛いという雰囲気がある」との意見があった。

【教育訓練】

各発電所において大きな差異はなかった。

【その他】

<福島第一原子力発電所>

立入制限区域や周辺防護区域の防護設備について、一定の区間ごとに担当者を定め、当該担当者が責任を持って保守管理を行っていた。

<福島第二原子力発電所>

核物質防護設備のリースから買取りの動きがあったが、自らの保守管理体制や保全を行うためのリソース等の現状を考慮した上で、直ちに自社化することはないと判断していた。

<柏崎刈羽原子力発電所>

核物質防護設備のリースから買取りの動きに対して、これまで保守管理を担当していた日本原子力防護システム株式会社（以下「げんぼう」という。）から、現地体制の縮小による防護設備の復旧に対する初動対応の遅れ等の指摘があったものの、設備の故障については代替措置が講じられていれば問題ないとして自社化を決定し、保全方式を時間基準保全から状態基準保全に切り替えて運用が開始されていた。

この自社化の決定については、リース契約終了後の費用負担に対する疑問を発端とし、核物質防護上の機密情報を扱うことを理由に、限られた者によって検討が行われていたことが関係者へのインタビューや記録によって確認された。

これらを踏まえ、今回の2事案の発生については、他電力に共通する問題や東京電力の全社的な問題ではなく、柏崎刈羽原子力発電所固有の問題であると判断した。

4.2.2 「カイゼン活動」の取組と核物質防護措置との関係

東京電力では震災後の全社的なコストダウンの流れの中で、競争発注や原価低減方策等の検討を行う「カイゼン活動」の取組が行われ、この一環として、東京電力内に設置されたサバイバルコスト削減委員会の技術・業

務革新推進部会が中心となってコスト削減の実現に向けた議論が行われていた。

今般の核物質防護設備の機能の一部喪失事案に関する「柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備取替工事」が「カイゼン活動」の対象となっており、その検討過程において、リースから買取りによって防護設備の保守管理体制が大きな変更を伴うことに対して、直接の関係者であるげんぼうから設備の機能喪失時の復旧が遅れることの懸念が示されていたにもかかわらず、こうした懸念に対する検討が十分に行われていなかつた。

当時の関係者によれば「コストダウン要求はとてもきつかった」「予算のガイドラインは厳しい水準で設定されており、本社は目安と位置づけているが、サイトは必達と受け止めていた」とのことであり、リースから買取りによってコストダウンを達成しようという意識が働いていたことがうかがわれる。

このように核物質防護設備の機能の一部喪失事案と「カイゼン活動」には一定の関連が見られることから、この活動がセーフティも含めて原子力安全に影響することがなかったのかどうかという観点から検査を行うこととし、同時期に同じ検討体制の下で行われた柏崎刈羽原子力発電所に関連する6件の「カイゼン活動」対象事業（安全対策工事：5件、東京電力3発電所に共通の放射線作業管理システム工事：1件）を対象に検査を実施した。

- a. 復水器出入口弁閉鎖阻害対策工事
- b. 代替フィルタベント設備設置工事
- c. ケーブルトレイ貫通部止水対策工事
- d. 大湊側活動拠点設置工事
- e. 6／7号機デジタル制御装置更新工事
- f. 放射線作業管理システムの取替工事

これら6件について、「カイゼン活動」が適切に行われたかどうかを判断するため、その検討プロセス、技術的な検討内容、会議における議論の内容を会議資料や議事録等によって確認した。その結果は以下のとおり。

【検討プロセス】

保安規定に基づく設計管理基本マニュアルを適用する工事については同マニュアルに基づき対象設備の重要度に応じた設計部門が定められ、必要な体制を構築した上で検討が行われていた（なお、同マニュアルが適用されない工事については、技術検討書を策定した上で設計部門を定めていた）。

【技術的な検討】

原子炉等規制法等に基づく規制要求を遵守した上で、必要十分な工事範囲に抑える工夫、自社の試験結果を用いた基準適合性の判断の妥当性、機器配置の最適化、塗装仕上げ等安全に影響しない部位の仕様変更、仕様統一による発電所間の融通等の検討が行われていた。

【会議における議論】

人件費単価の見直しや現場実態に合わせた作業人工の積算、競争発注や分離発注を行うことで更なる合理化を図るといったコストダウンの議論は行われているものの、安全上求められる性能を低下させる等の原子力安全に影響を与えるような議論は行われていなかった。

以上のとおり、「カイゼン活動」の対象となった上記6件の工事については、不適切なコストダウンの指示や不適切な技術検討といった原子力安全に影響を及ぼすような活動が行われた形跡はなかった。

なお、同時期に「福島第二原子力発電所の核物質防護設備取替工事」が対象となっていたが、これは従来からのリース方式による設備の更新工事であり、保守管理体制の変更を伴うものではなく、コンクリート柱の設置やケーブルの敷設に関して、多くの実績を有する配電部門や電気通信部門における工事実態を調査して積算することが指示されていたのみであり、これも核セキュリティに影響を及ぼすような活動はなかった。

4.2.3 新たに確認を行うもの

東電報告書において追加検査（フェーズI）で把握していなかった内容が記載されていたことから、以下の事実関係について調査した。

- a. 機能復旧に30日以上経過している際に防護関係者にアラートを発信する仕組
- b. 変更管理基本マニュアルによる影響評価の実施要求
- c. 原子力運営管理部長による点検長期計画の作成指示

その結果、いずれの事項も東京電力としての規程上の位置づけがないまま担当者の運用として実施されていたことが確認された。

関係者にアラートを発信する仕組についてはごく少数での運用に留まり、また、変更の影響評価を実施するかどうかの判断は責任者の裁量に委ねられていた。点検長期計画は組織的に管理されていなかった。

これらの仕組が有効に機能していれば、核物質防護設備の機能の一部喪失事案の発生を回避できた可能性はあるが、実際は企図したとおりの運用がなされておらず、結果的に不十分な仕組であった。

本件については、東京電力が改善措置計画の内容を拡充して対応することを確認したことから、その後は検査事項3を検査する中で対応することとした。

4.3 より的確に分析すべき事項

今般の2事案に関する直接原因や根本原因が適切に分析され、それに基づく改善措置計画が的確に策定されているかを判断するため、東電報告書における原因分析と是正処置の検討プロセスが妥当であるかどうかを原子力規制庁として独自に分析・評価した。

東京電力は原因分析や是正措置を策定するに当たって、「事実関係の把握、直接原因、背後要因の整理、根本原因、組織文化の評価及び対策立案」といった流れに沿って分析を行っているが、これは東京電力が定めた「原因分析の実施マニュアル」に基づいて行われており、同マニュアルは原子力規制委員会が制定した「原因分析に関するガイド」に沿った内容であり妥当であることを確認した。

また、追加検査（フェーズI）で東京電力の問題として捉えていた「管理者の現場への関与不足」については、改善措置計画（管理者による現地現物での業務の把握向上）を取り入れていることを確認した。

さらに、東京電力が過去の事故トラブルの発生の都度策定してきた再発防止対策を精査し、今般の2事案にも共通する課題であり、かつ、これまで何度も再発防止対策として掲げられてきた「業務や設備の状態把握」、「情報共有」、「マニュアルの整備及び充実」について、東京電力内で周知徹底されているのかを重点に確認した。

その際、現場の声がどのように反映されたかを把握する目的で、柏崎刈羽原子力発電所の所員や協力会社社員に対してインタビューやアンケート調査を行い、以下の意見があった。

- ・環境に適合した防護システムの導入が必要。
- ・精神論的な予防対策のみで物理的に対策する内容がなくヒューマンエラーによる同一事象の未然防止が行えない。
- ・認識に齟齬が生じないよう十分なコミュニケーションや文書等による指示や連絡が定着することを期待。
- ・所員と協力会社との間で情報共有を行う場がない。

以上を踏まえ、原子力規制委員会は東京電力に対し、以下のとおり、再検証を求める事項と改善措置計画に反映すべき事項を示し対応を求めた。

本件については、東京電力が改善措置計画の内容を拡充して対応することを確認したことから、その後は検査事項3を検査する中で対応することとした。

4.3.1 再検証を求める事項

- ・複数の侵入検知器が同時期に機能喪失したことを踏まえた技術的な原因分析が実施されておらず、そこから抽出される要因が計画に反映されていないといった分析が不足している。【設備の状態把握不足】
- ・福島第二原子力発電所で発生した侵入検知器の警報停止事案に対する再発防止対策が水平展開されず、今回の事案の発生防止に活かされていないなど東京電力で講じた過去の対策との分析が不足している。【情報共有不足】
- ・組織の弱みは、本社、発電所上層部及び核物質防護部門にのみ存在するものと捉え、現場の発電所員に対する分析がなされていないといった問題の所在を狭く捉えることによる業務内容の分析が不足している。【業務の状態把握不足】

4.3.2 改善措置計画に反映すべき事項

- ・核物質防護業務に準用される規程類の適用範囲や運用が不明確で統一的なルールになっていないことから、現場実態に即した実効性のあるマニュアルへの改善が必要である。【マニュアルの整備不足】

4.4 改善措置計画の実施状況とその効果

改善措置計画の確認に当たっては、東京電力が策定した改善措置のハード面・ソフト面の対策の効果が發揮され、重大な問題を繰り返さないための対策が実施されているかどうかを確認するとともに、日常的に不適合の兆候を捉えて未然に防止し、たとえ不適合が発生しても東京電力自身で適切に是正できるようになるかどうかを確認する必要がある。

加えて、東京電力では、過去の事故・トラブルごとに様々な再発防止対策がとられてきたにもかかわらず、今回の2事案のような重大な問題が発生したことを踏まえると、現在実施されている改善措置を一過性のものとしないための取組も求められる。

このため、以下の3つの「確認方針」及びこれに基づく9項目の「確認項目」と27項目の「確認の観点」を定め、これらに沿って検査を行うこととした（別添1参照）。

また、確認方針2の組織文化等の評価に当たっては、関係者の意識の変化を捉えることが重要となるため、東京電力や協力会社の職員に対するインタビュー（91名）やアンケート調査（326名）に加え、それらを補完することを目的として、柏崎刈羽原子力発電所内の各所で行動観察を行うこととした（別添2参照）。アンケート調査では、東京電力の改善措置活動による改善状況の度合いを10段階で評価した（別添3参照）。

確認方針1：強固な核物質防護の実現

- ・重大な問題を繰り返さないための対策として、マニュアルの整備などのソフト面の対策のP D C Aが確実に回り始めるとともに、ハード面の「人は判断ミスをするものと想定し、人に頼る部分を極力小さくする」方針が具体化され、出入管理システムや既設の立入制限区域の対策が終了し、改善効果が確認できること
- ・立入制限区域の見直しによって、より一層の改善効果が見込まれること

確認方針2：自律的に改善する仕組の定着

- ・経営層のリーダーシップによりマネジメントレビューや変更管理の仕組が改善され、核物質防護業務全体のチェック機能が働くようになり、P D C Aを回しながら資源配分を含めた改善の取組が実践されていること
- ・P P管理者の主導の下、P P C A Pで実質的な議論がなされ、核物質防護に係る不適合が確実に管理され、実効性のある措置が実施されていること
- ・こうした核物質防護に係る自律的改善の取組が、東京電力社内及び協力会社に浸透し、発電所全体で核物質防護に対する意識や行動に改善傾向が認められること

確認方針3：改善措置を一過性のものとしない仕組の構築

- ・東京電力や協力会社の職員の核物質防護に対する意識や行動について、自ら定期的にモニタリングし、劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切な対応が行われる仕組が構築され、核物質防護規定等に明記されていること

4.5 確認方針に基づく検査結果

以下に検査事項3に関する検査結果を記す。具体的には、令和4年9月に定めた9項目の「確認項目」(以下の4.5.1～4.5.9)に沿って27項目の「確認の視点」(以下の①～㉗)ごとに記す。

確認方針1（強固な核物質防護の実現）関係

4.5.1. 侵入を防止するための設備構成

4.5.1.(1) 入退域管理

①耐用年数を超えた設備の取替等が行われているか（健全性評価に基づく取替・改造）

全ての核物質防護設備について、メーカー推奨情報や他施設での運用実績などを踏まえた健全性評価が行われ、核物質防護設備ごとに保全方式、点検方法及び取替時期等を定めた保全計画が令和3年11月に策定されていた。

この保全計画に基づき、耐用年数を超えていた核物質防護設備の取替は概ね完了し適切に維持管理されていた。取替が完了していない核物質防護設備については、保全計画に基づき状態監視がされ有効に機能する状態が維持されていた。

抜取検査の対象として生体認証装置Aの健全性評価及び取替周期を確認したところ、劣化モードの抽出、保全上のクリティカル部位の特定、これまでの運用実績の把握といった一連の評価が行われ、その結果に基づいて保全計画に適切に取替周期が設定されていた。

同様に生体認証装置Bの現場における維持管理の状況を確認したところ、計画どおり取替が完了し予備品が必要数確保されていた。

以上、これまでの検査により、入退域管理設備については、技術的な根拠を踏まえて策定された保全計画に基づく取替等が行われ、適切に維持管理されていると判断する。

②防護管理の更なる強化のため多様な検知方式の生体認証が導入されているか

生体認証装置の多様化について、東京電力が令和4年6月に策定した「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護の強化を目的とした立入制限区域の見直しに係る基本設計方針」(以下「基本設計方針」という。)に基づき、技術的な検討がなされ、全ての入退域管理ゲートに異なる検知方式の生体認証装置が設置される計画となっていた。

当該計画は既にその一部が前倒しで実施されており、A区域の入退域管

理ゲートにおいて異なる検知方式の生体認証装置が設置されていた。

抜取検査の対象として周辺防護区域の生体認証装置Aの運用状況を確認したところ、設置当初は手順のミスによって照合誤りなどがあったものの、現在は手順が浸透し、運用上の問題は生じていなかった。

以上、これまでの検査により、生体認証装置の多様化については、東京電力は基本設計方針を策定した上で、それに基づく技術的な検討を行い、多様な生体認証装置を設置する具体的な計画を立て、一部前倒しで装置を設置するなど適切な取組が行われており、防護管理の更なる強化が図られていると判断する（この計画に係る核物質防護規定の変更は、令和5年2月に認可した）。

③人定確認等を補助する設備が導入されているか

見張人の負担軽減と確認ミスの防止に役立つ人定確認等を補助する設備について、東京電力は基本設計方針に基づき、技術的な検討を行い、身体的特徴を確認する装置や車両確認装置等を導入する計画となっていた（本計画に係る核物質防護規定の変更は、令和5年2月に認可した）。

本設備も②と同様、計画の一部が前倒しされ、既に車両確認装置が導入されていた。

抜取検査の対象として車両確認装置の運用状況を確認したところ、導入時の初期不良については、ソフトウェアの修正により解決しており、その後は新たな課題は生じていなかった。

以上、これまでの検査により、人定確認等を補助する設備については、東京電力は基本設計方針を策定した上で、それに基づく技術的な検討を行い、一部前倒しで設備を設置するなど核物質防護設備の更なる強化が図られていると判断する。

4.5.1. (2) 侵入検知 ((1) の視点も含む)

④既設の立入制限区域は、2（立地地域の自然環境に適合した防護設備の設置・運用）及び3（保守管理体制の整備・強化）を踏まえた改善がなされ運用されているか

既設の立入制限区域について、東電報告書において定めた改善措置計画に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の立地環境を踏まえた侵入検知設備の取替や運用のための体制を整備する計画としていた。

また、①で確認した保全計画に基づく、耐用年数を超えた侵入検知設備の取替に加え、協力会社の保守・修理員及び東京電力のセキュリティ管理部の社員の増員が図られていた。

令和5年1月、取り替えた侵入検知設備の性能試験に立会検査したところ、一部の侵入検知設備について、現場設備での検知は機能しているものの、検知信号が防護本部へ伝送されていなかった事象が確認されたが、その後原因が特定され、同年3月に再度立会検査したところ不具合は解消していた。

また、取り替えた侵入検知設備の一部の工事に関して、核物質防護規定の変更認可申請時の説明内容と現場の施工状況に相違があり、侵入検知機能が想定どおりに働いていないなどの課題があり、不要警報の低減に係る十分な効果が得られていない状況があることが確認された。

以上、これまでの検査により、既設の立入制限区域に関する改善状況については、改善措置計画に基づく技術的な検討が行われ、立地環境を踏まえた侵入検知設備の取替・運用は行われていると判断する。

しかし、一部の設備で施工状況の問題によって所定の性能が発揮できていない課題が残っている。これは設備変更の際に設計に現場の施工状況が正しく把握されていなかったことが原因であり、東京電力が②の変更管理の問題として対応を検討中であることから、引き続き、検査で確認する必要がある。

⑤新たに設置する立入制限区域の設置位置や構造は適切な計画か

新たな立入制限区域の設置計画について、東京電力は基本設計方針に基づき、自然環境を考慮した防護設備の設計方針を定め、確実な監視に配慮する計画としており、さらに既設の立入制限区域における対策も設計に反映させることにしている。

また現地調査により、地形の起伏や森林帯の状況を踏まえた配置や、海岸部の立地環境を考慮したフェンスが選定されていることを確認した。

以上、これまでの検査により、新たに設置する立入制限区域の計画については、妥当な計画であると判断する（本計画に係る核物質防護規定の変更是、令和5年2月に認可した）。

4.5.2. 立地地域の自然環境に適合した防護設備の設置・運用

⑥実証試験結果や不要警報の原因分析結果が設備の仕様選定に反映されているか

既設の立入制限区域等に新たに導入された侵入検知設備の選定に当たって、東京電力は改善措置計画に基づき、柏崎刈羽原子力発電所における実証試験データや協力会社によるフィールド試験結果を踏まえた技術的な検討を行っていた。

いくつかの侵入検知設備における仕様選定について抜取検査したところ、これまでの運用実績、実証試験データ、フィールド試験結果を基に、協力会社と共同で分析した上で、選定を行っていた。

また、抜取検査の対象として発電所での実証試験の妥当性を確認したところ、あえて厳しい環境条件の場所を選定し、実際の侵入検知設備を設置してデータを採取していた。

⑤で確認した区域の見直しにおいても、これらの技術的な知見を踏まえた対策が行われることになっていた。

以上、これまでの検査により、既設、新設双方の立入制限区域等の侵入検知設備の仕様については、柏崎刈羽原子力発電所内での実証試験データや協力会社のフィールド試験結果等を踏まえた分析が行われた上で仕様選定がなされていると判断する。

⑦設置環境の整備、風雪・堆砂・塩害対策が徹底されているか

設置環境の整備等について、東京電力は基本設計方針に基づき、立地条件を踏まえた上で、個々の侵入検知設備の設置場所について環境条件によって性能が低下しないよう対策を講じることとしていた。

抜取検査の対象として現場における環境対策の実施状況について確認したところ、草木の成長を防止するための防草用アスファルトシートが境界柵に沿って敷設されていたほか、侵入検知設備への飛砂の影響を抑制するため海岸砂浜部での試験植草が行われていた。また、設置場所の環境条件に適した検知方式への取替えや検知部への着雪防止カバーやヒータの設置等が行われていた。

これらの環境対策については、現在、東京電力がその効果を評価しているところであるが、他の原子力発電所における実態を調査したところ、東京電力と同様な対策がとられていた。

一方、現地調査において防護設備の設置状況を確認したところ、侵入検知器の取付け器具に腐食が確認されたが、その後当該箇所の応急処置が完了し令和5年4月までに恒久対策が終了した。また東京電力は、水平展開として防護設備全般に対する腐食箇所の調査を実施し、腐食の程度や防護設備の機能への影響を踏まえた施設管理を行う計画であることを確認した。

以上、これまでの検査により、設置環境の整備等については、侵入検知設備の設置場所や環境条件を踏まえた対策や改善がとられており、他の原子力発電所における対策とも同等であると判断する。

⑧自然環境に適合した設備が設置され不要警報が減少しているか

⑥のとおり、個々の侵入検知設備が設置場所の環境条件に適合した仕様を選定しているかについては、柏崎刈羽原子力発電所内の実証試験データや協力会社のフィールド試験結果等を踏まえた分析が行われた上で選定されていた。その結果、侵入検知設備の取替前に比べ取替後の警報発報数は減少傾向にある一方で、東京電力が改善措置計画に定めた不要警報の低減目標「2022年度末までに2018年度比1/10を目指す」に到達していない状況にある。この点について、東京電力はさらなる改善を検討している。

また、抜取検査の対象として防護本部における監視活動の実施状況について確認したところ、平常時に不要警報の低減目標に到達していない場合において正常な監視は実施できていたほか、荒天時（大雪警報などの気象警報時）にあっても、見張人の増員や監視方法の工夫（モニタの高画質化、工事情報を逐次表示）を行うことで適宜対応していたが、社内体制は構築されておらず、監視業務に大きな負担がかかっていた。そのため、東京電力は、いかなる状況でも正常な監視が行えるよう体制の構築を検討している。

以上、これまでの検査により、不要警報の低減については、柏崎刈羽原子力発電所の自然条件を踏まえた侵入検知設備への取替などにより一定の改善は図られ、荒天時を除き正常な監視が行われていると判断する。しかしながら、荒天時の体制の構築や不要警報の低減目標未達成を踏まえた東京電力の具体的な対応については、検査気付き事項として、引き続き、東京電力の取組を検査で確認する必要がある。

4.5.3. 保守管理体制の整備・強化

⑨核物質防護設備毎に適切な保全方式を定めた保全計画が策定されているか

①で確認したように、核物質防護設備の保全方式については、セーフティ関連設備の保全に精通した社員が参加したP P保全計画整備WGにおいて、点検方法や点検周期、取替頻度を含めた上で、令和3年11月に保全計画として定められていた。

抜取検査の対象として核物質防護設備における健全性評価の実施状況について確認したところ、劣化モードの抽出、保全上のクリティカル部位の特定、これまでの運用実績の把握といった評価がなされ、その結果に基づき、保全方式が定められており、点検実績や不適合等を踏まえた保全の有効性評価が実施され、定期的な見直しが行われていた。また、取り替えた侵入検知設備について、保全計画書に反映せず取り替えていた事例が確

認されたものの、現在は所定の手続きが行われ改善されていた。

以上、これまでの検査により、新たに定めた核物質防護設備に係る保全計画については、原子力安全における保守管理と同様のプロセスで技術的な検討がなされ、保全重要度に応じた点検頻度や保全方式が適切に定められていると判断する。

⑩保守・修理員の常駐、予備品の確保など現場を支援するための体制が整備されているか

④で確認したように、保守体制については、協力会社の保守・修理員及び東京電力のセキュリティ管理部の増員が図られていた。

予備品の確保については、前述⑨のP P保全計画整備WGにおいて、予備品としての必要数の検討が行われており、令和4年7月以降、核物質防護基本マニュアルに規定されるようになった。

抜取検査の対象として予備品の保管状況を確認したところ、予備品リストが作成され、それと合致して所定の場所に所定の数量が確保されていた。また、劣化防止のために湿度を管理した環境下で保管されていた。

現場の支援体制については、通常は事務本館執務室で勤務しているセキュリティ管理部員が防護本部内に常駐できる場所を追設し、必要に応じ防護本部内の業務をサポートする体制を構築していた。

以上、これまでの検査により、現場を支援するための体制については、保守体制が強化されるとともに、予備品リストの作成による適切な管理や東京電力社員による防護本部常駐などにより、現場をサポートする体制が構築されたと判断する。

⑪保全計画に基づき機能喪失した設備の迅速な復旧が実現されているか

核物質防護基本マニュアルにおいて、核物質防護設備が機能喪失した際の復旧目標を定めることとし、具体的な復旧目標日数が定められていた。

抜取検査の対象として機能喪失した際の復旧日数の実績を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の停滞に伴う部品調達の遅延による目標未達を除き、関係者が協力して迅速に復旧作業が行われ、目標日数内に復旧していた。また、侵入検知設備の不具合時には、各担当部署で同時に閲覧できる電子ホワイトボードを用いて、タイムリーな情報共有を行いながら復旧を行うような工夫がなされていた（なお、核物質防護設備の不具合が発生している間、機能喪失に伴う代替措置は適切に行われていた）。

以上、これまでの検査により、機能喪失した設備については、実際の復

旧作業は関係者が協力しながら代替措置を講じつつ適切に実施し、また、復旧目標はごく一部を除き達成していたことから、迅速な復旧が実現していると判断する。

4.5.4. 現場の声に応える業務環境の改善

4.5.4.(1) 防護本部の機能強化

⑫防護組織の拡充等に対応した防護本部が整備されているか

東京電力は立入制限区域の見直しと合わせて、令和7年度を目途に新たな防護本部を設置することを計画しており、基本設計方針に基づき、監視業務や執務環境の最適化に関する技術的な検討を行い、監視機能の一元管理や執務に必要なスペースが確保される計画となっていた。

また現地調査により、新たな防護本部の具体的な設置場所や、防護組織の拡充等に対応できる敷地が確保されていることを確認した。

以上、これまでの検査により、新たな防護本部の整備については、妥当な計画であると判断する（本計画に係る核物質防護規定の変更は、令和5年2月に認可した）。

4.5.4.(2) ヒューマンマシンインタフェースの改善

⑬執務環境の改善、監視画面の大型化等が図られているか

現在の防護本部の執務環境の改善等については、現場からの要望を踏まえて、防護本部の現地調査において、監視モニタの取替や位置変更による画質の改善や見張人の目線の動きを考慮したモニタが配置され、執務環境の改善が図られていることを確認した。また、追加検査における気付き事項を反映して、令和4年6月には監視画面を高画質で視認性の高いものへ取り替えるとともに、現場監視人と事務本館の執務室の情報共有を円滑にするために電子ホワイトボードを導入する等の改善が図られていた。

以上、これまでの検査により、執務環境の改善等が図られていると判断する。

確認方針2（自律的に改善する仕組の定着）関係

4.5.5. 経営層による核物質防護の業務へのコミットメントとリードーシップ

4.5.5.(1) マネジメントレビューの改善

⑭P P業務を特別視せず、P D C Aサイクルを確実に回していく体制が構築・実行されているか

マネジメントレビューについて、東京電力は原子力安全における原子力品質保証規程を令和4年10月に改訂し、核物質防護の業務をレビュー対

象に追加していた。また、核物質防護規定を改定し、核セキュリティ委員会（委員長：原子力・立地本部長）及び核セキュリティ運営委員会（委員長：発電所長）を設けて、経営層が核物質防護業務の運用状況を監視することとした。

これらの仕組に基づく令和4年11月の核セキュリティ委員会では、原子力・立地本部長が具体的な指示（検討の前倒しや本社と発電所との連携強化）を発するなど、経営層によるチェック機能が働き始めた様子が観察された。

また、追加検査の一環で実施した東京電力社員及び協力会社社員に対するアンケート調査（令和3年11月、令和4年7月、令和5年2月）では、回答したこれら社員全員が改善措置計画や活動を認知していることを確認した。

さらに令和5年3月に行われた社長によるマネジメントレビューにおいては、内部監査室や核物質防護部門からの報告に対して、PP業務の中身に踏み込んだ指示（侵入検知設備の設計管理の妥当性確認、不要警報に対する体制整備等）がなされており、社長自身がPP業務にアクセスできるようになった効果が現れていた。

以上、これまでの検査により、経営層によるPP業務の実態把握に関する仕組については、核物質防護規定に基づく業務手順や体制が整備され、これに基づく活動が実践されていると判断する。

4.5.5. (2) 専任のPP管理者による主体的な指揮監督と認知

⑯ PP管理者の主体的な指揮監督の下、関係者との間で顔が見える関係が構築されているか

東京電力は核物質防護規定を令和4年5月に改定し、柏崎刈羽原子力発電所にセキュリティ管理部を設置し、当該組織の長を専任のPP管理者とした。

この体制変更の実施後、PP管理者が日常的に防護本部や防護直員の引継ぎ会議に参加し協力会社に指導している様子や正門での挨拶運動を実施していることなどが観察された。

一方、協力会社も含めた柏崎刈羽原子力発電所におけるPP管理者の認知度については、追加検査の一環として実施した令和4年7月時点でのアンケート調査では、東京電力内では認知度は高かったものの、一部の協力会社内では低かった。この点については、協力会社社員に対するインタビュー（令和5年3月）において、発電所長やPP管理者からのメッセージが協力会社全員に周知されており、PP管理者を含む東京電力上層部が現

場に足を運び、現場の声への迅速な対応が行われているとの回答があった。

以上、これまでの検査により、PP管理者による主体的な指揮監督が行われ、顔の見える関係が構築されていると判断する。

4.5.5.(3) 防護体制や防護設備を維持するための経営資源（人、物、資金等）の積極的投入

⑯核物質防護業務について経営資源の配分が経営計画に明示され、実行されているか

東京電力は、令和3年8月に決定した第四次総合特別事業計画において、今般の核物質防護事案に対する取組として、「核物質防護事案に関する徹底的な原因究明と改善措置計画の策定」を明記していた。

また、令和3年11月に一部見直された改善措置計画において、柏崎刈羽原子力発電所にセキュリティ管理部、本社に原子力運営管理部核セキュリティ管理Gを新設し組織体制を強化するとされていた。また、東京電力では580億円規模の核物質防護関連追加費用を確保することを決定していた（実際の組織変更は令和4年5月に実施）。

以上、これまでの検査により、核物質防護対策を強化するための経営資源の配分については、経営計画等に明示され、改善措置計画を実行するため人的・組織的側面と資金的側面の両面が伴って着実に実行されていると判断する。

4.5.6 核物質防護業務の抜本的な見直し

4.5.6.(1) P P C A P の抜本的な見直し

⑰PP管理者が現場を主導し、発電所間での情報共有がなされ、実質的な議論が行われているか

東京電力は、平成29年9月以降、本社、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護業務に関する課題や気付き事項等の情報共有や議論を行う場として、PPピアグループ会議を設置していた。

会議の活動については、観察開始当初は各発電所での設備故障や検査指摘事項等に関する報告のみに終始し、再発防止対策の有効性に関する議論や指導等は行われていなかったが、令和4年7月以降、不適合の重要度判断、公表要否の判断の検討が行われ、発電所間のルールの統一化等の議論が活発に行われている様子が観察されるようになった。

以上、これまでの検査により、発電所間における情報共有については、PP管理者が主体となってPPピアグループ会議を通じて活発に議論し

ていると判断する。

なお、東京電力社員に対するアンケート調査において、P P 管理者のオーバーワークを心配する声が聞かれており、この点については東京電力が自ら改善していく必要がある。

⑯社員だけでなく協力会社を含めた常日頃の気付き事項が自由に取り上げられているか

核物質防護業務に関する気付き事項や不適合事象及びその重要度や対応方法等を審議する場として、柏崎刈羽原子力発電所では「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、令和4年6月から新たなP P C A P が運用された。

P P C A P では、気付き事項等をC R (Condition Report) 登録後、担当課長クラスが出席する会議体（P P -パフォーマンス向上コーディネータピア会議（P P -P I C o ピア会議）：毎日開催、出席者は安全総括部、セキュリティ管理部及び関係各部の課長クラスほか）が不適合の重要度判断及び対応方針を検討した上で、原子力安全センター所長やP P 管理者などの管理職クラスが出席する会議体（P P -パフォーマンス向上会議（P P -P I M）：週1回開催、出席者はユニット所長、副所長、部長ほか）で最終的な決定がなされる仕組となっていた。

また、発電所では東京電力社員や協力会社社員のコミュニケーションの促進を目的とした「内部コミュニケーションガイド」に基づき、車座ミーティング（現在は「いい発電所にしよう対話」）、カウンターパート活動、パートナーシップ活動が実施されていた。

P P C A P の活動状況については、原子力検査官が伝達した検査気付き事項への十分な調査やC R の起票を行わずに、事象の重要度や対応方針を判断しようとしていたこと、会議の出席者に代理出席が多い場合は、設備の保守管理の有効性評価といった技術的な議論が十分になされていないこと、協力会社から報告された気付き事項や改善提案のフォローアップ、過去の改善事項の情報共有がされていないことなどが観察された。

以上、これまでの検査により、P P C A P を始めとした会議体やコミュニケーションの仕組が整備されていると判断するが、気付き事項に係るC R の起票や情報共有が十分に行われていないことや、代理出席者が多い場合の議論が低調であることといった検査気付き事項を確認した。この点については、東京電力による改善に向けた取組（代理出席者への再教育など）が進められつつあるが、引き続き検査で確認する必要がある。

4.5.6. (2) 不適合管理システムの導入

⑯客観的な技術評価に基づき、適切な期限管理がなされ処理されているか

⑰でも確認したように、東京電力は令和4年6月以降、核物質防護に係る不適合が生じた場合、原子力安全において運用実績がある「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」を核物質防護業務にも適用し、セーフティなどの他部門の社員も出席する会議体で不適合に対する技術評価の内容や対策を決定し処理期限を決定する運用を行っていた。具体的には、同マニュアルに基づくPP-PIMとその下部組織であるPP-PICoピア会議において、客観的な技術評価に基づき審議や指示が行われていた。

この仕組により不適合とされた防護設備の復旧日数の実績を検査したところ、⑪でも確認したとおり、ごく一部を除き目標期限内に復旧できていた。

以上、これまでの検査により、不適合管理については、社内ルールやそれに基づく会議体が構築され、これまで発生した不適合も概ね期限内に処理されていると判断する。

⑰事務処理がシステム化され、関係者全員に情報共有されながら運営されているか

核物質防護の不適合に係る処理には、保安業務で運用されている「保全統合マネジメントシステム（G1システム）」が、令和4年6月から核物質防護業務にも適用され、適切な進捗管理の下で運用されていた。

また、当該システムの適用に当たって、東京電力はセキュリティ管理部員を中心とする対象社員全員に対し説明会等を実施し周知徹底していた。協力会社に対しても、CRの自動起票・運用に関する説明会を実施していた。

当初、このシステムは協力会社が直接CRを登録できるようなシステムになっていなかったが、協力会社が直接CRを起票し登録できる仕組が整備され、この仕組が整備された令和5年2月以降4月末までに80件のCRが協力会社から登録されていた。

以上、これまでの検査により、不適合管理の事務処理がシステム化され、関係者全員に情報共有されながら運営されていると判断する。

4.5.7 業務・設備の変更に伴う影響評価

4.5.7(1) 影響評価の確実な実施

㉑評価対象を具体的に定め、審査、検証及び妥当性評価が行われているか

核物質防護業務を変更する際の変更管理の対象は、令和4年9月に原子力安全の「変更管理基本マニュアル」を基に策定された核物質防護基本マニュアルにおいて、ア) 核物質防護基本マニュアル類の制定や改定、イ) 組織の変更、ウ) 保守管理方法の変更、エ) 協力会社への発注内容や発注方式の変更などが定められていた。

また、本マニュアルでは、変更管理を行う際は、「変更することで生まれる効果」「メリット」「変更にあたって解決すべき課題」などを事前に審査することにしており、変更責任者（本社又は発電所の部長クラス）の承認を得る仕組としていた。

以上、これまでの検査により、変更管理を行う際の影響評価を行う仕組については、規定類が整備されていると判断する。しかし、実際の運用状況については、㉒のとおり課題があり、引き続き検査で確認する必要がある。

㉒必要な体制を整備するまでは着手しないというホールドポイントをおく等により、確実に業務が進む仕組みとなっているか

㉑で確認したとおり、原子力安全の変更管理基本マニュアルを基に、令和4年9月に変更管理に関するプロセスを追加した核物質防護基本マニュアルが策定されていた。

抜取検査の対象として、当該マニュアルの運用状況を確認したところ、本社におけるある業務に関するマニュアルの新規制定に関して、制定に伴う影響評価を行うことをホールドポイントとして置いていたが、その評価に対する承認を適切なタイミングで行わずにマニュアルが制定されていた。

以上、これまでの検査により、変更管理プロセスについては、影響評価を行う際のホールドポイントは置いていたものの、実際の手続きにおいてホールドポイントが機能しておらず、仕組どおりに運用されていない事例があるといった検査気付き事項を確認しており、現在、東京電力が対応を進めているところである。この点については、引き続き、東京電力の是正措置と運用状況を検査で確認する必要がある。

4.5.8 核物質防護業務の重要性の認識・浸透

4.5.8.(1) 協力会社とのワンチーム体制の構築

㉓協力会社や他電力、職場内において自由に意見交換を行う場が設置され、活発な議論が行われているか

協力会社との意見交換については、「柏崎刈羽原子力発電所カウンターパート活動運用ガイド」が令和4年8月に改訂され、月1回以上の頻度で情報交換や対話が行われていた。

他電力との対話については、電気事業連合会が主体となった核物質防護業務に関する相互レビューにおいて、柏崎刈羽原子力発電所に対して提言を受けていた。

職場内の対話については、社長との対話会をはじめ、令和4年3月以降「いい発電所にしよう対話の実施方針（改訂）」に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の全東京電力社員を対象に、経営層との対話会が実施されていた。

協力会社とのカウンターパート活動については、協力会社の事務所に東京電力社員が出向き、核物質防護業務に対する情報交換が行われており、協力会社から要望のあった正門の椅子の交換作業の進捗状況が報告されていることなどを確認した。

また、追加検査で実施したアンケート調査（令和4年7月）において、業務環境や執務環境は改善が進んでいるとの意見が多かったが、一部の協力会社からコミュニケーションは改善途上との意見が半数を占めていた。

この点については、協力会社社員に対するインタビュー（令和5年3月）において、常日頃の気付き事項は東京電力社員へ直接連絡したり毎日のミーティングにおいて情報共有したりして活発な議論が行われているとの回答があった。

以上、これまでの検査により、協力会社や他電力、職場内において自由に意見交換を行う場が設置され、活発な議論が行われていると判断する。

④協力会社等からの意見を受け入れ、自らの業務に活かす姿勢が見られるか

協力会社等との意見交換の場として、令和3年4月から工程調整会議（1回／週）が開催されていた。

当該会議においては、東京電力から協力会社に対して新たに現場に設置する装置の盤の仕様（タッチパネル化）に関して意見を求めたことに対して、協力会社から設置に当たって他の事業所の実態調査を行うべきといった提案がなされている様子が観察された。また協力会社から要望された正門警備に使用する椅子の取替えや大型車両の荷台点検を円滑に行うための大型脚立の購入等についても意見交換が行われていた。

また、協力会社社員に対するインタビュー（令和5年3月）において、一部の入構作業員の手荷物検査時のクレームに対する改善要望について、東京電力による迅速な対応が行われたとの回答があった。

以上、これまでの検査により、協力会社等と定期的に意見交換を行う場が設置され、協力会社から現場での業務改善に係る提案が行われ、東京電力側もその意見を取り入れながら業務を実施していると判断する。

4.5.8. (2) 核物質防護に対する意識の向上

㉙発電所全体で核物質防護に取り組む意識が醸成され、具体的な行動に反映されているか

東京電力は、核セキュリティ文化醸成の基本方針を令和4年1月に改定し、発電所全員、核物質防護業務に携わる者、経営層の具体的な行動に結びつけるための基本方針を策定していた。

また、核物質防護への意識を高めるため、令和4年1月に経営層は対外的な視点に立ったメッセージを、柏崎刈羽原子力発電所長は月1回の頻度で、PP管理者は月2回の頻度で、それぞれ現場の視点に立ったメッセージを発信していた。

発電所におけるIDカード及び入構登録証の取扱いについては、各所員はその携行状況や有効期限を日常的に相互にチェックを行っており、また、各部署の上司は部下に対してIDカード及び入構登録証の運用方法に問題はないか定期的に確認を行っていた。

また、東京電力社員に対するアンケート調査(令和5年2月)において、社員の意識レベルが高くなり対応スピードも上がっているとの回答がある一方、人は増加したがそれ以上に仕事量は増加している、特定の人(管理職等)に仕事が集中しやすい構造が変わっていないなどの回答もあった。

さらに、協力会社社員に対するインタビュー(令和5年3月)において、発電所長の挨拶運動の効果で東京電力社員の対応や入構者全体の雰囲気に良い変化が生じてきているとの回答がある一方、一部の東京電力社員の非協力的な振る舞いなど従前から変化していないとの回答もあった。

以上、これまでの検査により、核セキュリティ文化醸成の基本方針が改定され、社長以下東京電力の経営層が核セキュリティ文化醸成のためのメッセージを適時発信するなど、核物質防護に対する意識向上のための取組が実施されており、こうした取組の結果として、東京電力及び協力会社社員に核物質防護を重視する姿勢が見られるようになっていていると判断する。

ただし、アンケートやインタビューからは、業務量の偏りへの懸念や従来から変化を感じないとの意見もあるなど、人によって認識に差があることが確認されており、これらの点については、東京電力が自ら改善していく必要がある。

㉙「運転員ファースト」といった遠慮の構図や距離感が解消され、ストレスの少ない職場環境に変わっているか

警備業務を担う見張人は、入域する東京電力社員や協力会社社員に遠慮することなく接している様子を確認した。

また、出入管理における警備状況についても、見張人は出入管理口の人定確認待ちの入構者（東京電力社員及び協力会社社員）に対して、毅然とした態度で、出入管理する際の注意事項を声かけしながら、警備業務を行っている様子が観察された。

また、東京電力社員に対するアンケート調査（令和5年2月）において、発電所長やPP管理者のメッセージ発信の効果で明らかに入構時に警備員の指示等に協力する者が増加しており運転員の対応も変化してきているとの回答がある一方、協力会社社員に対するアンケート調査（令和5年2月）において、あいさつをしない東電社員はまだ多いとの回答があった。

以上、これまでの検査により、見張人は人定確認等の場において東京電力社員か協力会社社員かにかかわらず、毅然とした態度で接していると判断する。

ただし、東京電力と協力会社との距離感については、㉙と同様、人によって認識の差があることが確認されており、この点については、東京電力が自ら改善していく必要がある。

確認方針3（改善措置を一過性のものとしない仕組の構築）関係

4.5.9 核物質防護の意識や行動の保持

㉚改善措置の継続的な実施により、核物質防護の重要性に対する意識や行動が保持される仕組が構築されているか

東京電力は改善措置を一過性のものとしない仕組とするため、新たに核物質防護規定に「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」（以下の参考）を明記するとともに、核物質防護のモニタリング担当部署を設け、東京電力社員及び協力会社社員の意識や行動をモニタリングし、その結果を定期的に外部有識者から評価を受ける仕組を明記するとしている（本計画に係る核物質防護規定の変更は、令和5年5月に認可した）。

一方、令和4年8月から東京電力自らが行っている行動観察の実施状況を確認したところ、核物質防護に精通する者が観察者になっていないことや観察時の気付き事項が管理職に共有されていないといった検査気付き事項がある。

東京電力では、こうした行動観察を含めた上述の核物質防護規定に示し

た仕組を整備したことから、この仕組が有効に機能することを検査で確認する必要がある。

(参考) 防護活動における原子力事業者としての基本姿勢

1. トップとしての責任

社長は、トップとしてリーダーシップを發揮し、当社や協力企業の従業員の核物質防護に対する意識や行動についてモニタリングを実施し、劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切に対応し、継続的な核セキュリティの向上を図る。

2. 必要な経営資源の投入

核セキュリティにおける脅威やパフォーマンスの状況に応じて、防護活動を適切に行うために必要な経営資源（人、物、資金等）を投入し、継続的な核セキュリティの向上を図る。

3. リスクの低減

「核セキュリティに絶対はない」ことを当社及び協力企業の従業員と共有する。また、核セキュリティへの脅威に係わる国内外の情報を収集し、脅威に対応する知見や技術を自ら学び、発電所現場の状況に応じて脅威への対応を自ら考えることで、継続的にリスクの低減に努める。

4. 現地現物による情報共有

現地現物の観点で、発電所現場の課題を抽出し、本社・発電所及び協力企業の核セキュリティ関係者で共有し改善を図ることにより、継続的な核セキュリティの向上を図る。

5. 自主的な改善

核セキュリティのパフォーマンスの確実な維持を図る。あわせて C A P (Corrective Action Program : 是正処置プログラム) を活用しながら、日常的に核セキュリティに関する課題の共有や対策の検討に関する実質的な議論を行い、兆候を捉えて不適合を未然に防止するとともに、発生した不適合に対し是正処置を講ずる。これらにより、規制基準の遵守にとどまらず、自主的かつ継続的に核セキュリティの向上を図る。

5 結論

5.1 フェーズIの検査結果

今般の2事案の要因には、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備に見られるハード面の要因と組織・行動等に見られるソフト面の要因があることが明らかになった。

特に、①過酷な自然環境下にある核物質防護設備のメンテナンス不足と経年化によって不具合が頻発していたこと、②経営層を含めた関係者が核物質防護業務を特別視することによって現場実態の把握をせず、業務に対するチェック機能が働かなかったこと、③内部脅威に対する意識の低さや運転員ファーストといった誤った考え方が浸透することによって東京電力社員に対する遠慮の構図が生まれ、厳格な警備が行われなかつたことが挙げられる。

そして、これら核物質防護上の重大な問題が長期にわたって見過ごされてきたことは、東京電力の核物質防護に対する組織文化の劣化を示すものと判断した。

5.2 フェーズIIの検査結果

フェーズIの検査結果を受け、フェーズIIでは3つの検査事項を明確にした上で検査を進めることとした。その結果、今般の2事案については他電力に共通する問題や東京電力の全社的な問題ではなく柏崎刈羽原子力発電所固有の問題であると判断した。また、今回の事案と同時期に検討されていた他の「カイゼン活動」の取組において原子力安全に影響を及ぼすような活動が行われた形跡はなかった。

東京電力の改善措置計画については、その運用状況と効果を検査した結果、以下のような改善が図られ、P D C Aを回しながら更なる改善を図ろうとしていることが確認されたことから、確認方針に基づく27項目の「確認の視点」のうち23項目については是正が図られていると判断した。

<確認方針1：強固な核物質防護の実現>

- 立地地域の自然環境を考慮した防護設備への取替が完了し、点検頻度や保全方式を定めた保全計画に基づくメンテナンスが行われるようになり、不具合が発生した場合でも迅速な復旧が図られていること
- 出入管理システムに多様性を考慮した生体認証装置や人定確認等の補助装置が導入され、人に頼る部分を極力小さくするといった方針が実現され、防護措置の更なる強化と人的負担の軽減が図られていること

<確認方針2：自律的に改善する仕組の定着>

- ・経営層を含めた管理者が核物質防護に対する認識を改め、現場業務の把握に努めるようになり、原子力安全と一本化したマネジメントレビューによって核物質防護業務全体のチェック機能が働き始めたこと
- ・PP管理者がPPCAPを主導するようになり、核物質防護に関する不適合はもとより、協力会社からの意見や要望を取り入れる仕組も構築され、PPCAPの一環として管理されるようになったこと
- ・東京電力社員に対する車座ミーティング（現在の「いい発電所にしよう対話」）や協力会社に対する交流の場（「カウンターパート活動」）において活発な意見交換が行われるようになり、行動観察を通じて得られた観察内容においても脆弱性を示す行動やふるまいが連続して見られることはない状態となり、核物質防護に関する意識や行動に改善の傾向が見られるようになったこと

＜確認方針3：改善措置を一過性のものとしない仕組の構築＞

- ・核物質防護規定に「防護活動における原子力事業者としての基本姿勢」が明記され、社長の責任が明確化されるとともに、社長直轄のモニタリング担当部署を設置して核物質防護に関する意識や行動の定期的なモニタリングを行う体制が整備されたこと
- ・これらの活動状況は第三者による客観的な評価を受け、評価結果は対外的に説明するとしていること

一方、「確認の視点」⑧、⑯、⑰及び⑰については、以下の検査気付き事項が確認されており、是正が図られているとは判断できない状況である。

(1) 正常な監視の実現

荒天時に正常な監視を行うための特別な体制が整備されておらず、不要警報の低減目標を達成していない現状を踏まえた取組もまだ途上にあること

(2) 実効あるPPCAPの実現

気付き事項に係るCRの起票や情報共有が十分に行われているとはいえない、代理出席者が多い場合の議論が低調であること

(3) 改善された変更管理の運用の徹底

変更管理の仕組は整備されたものの、実際の手続きにおいて仕組どおりに運用されていない事例があること（認可申請時の説明内容と現場施工の状況に相違があり、侵入検知機能が想定どおり働いていない件を含む。）

(4) 実効性のある行動観察を通じた一過性のものとしない取組の実践

東京電力の行動観察において、核物質防護に精通する者が観察者になっていないことや観察時の気付き事項が管理職に共有されていないことから、核物質防護の劣化兆候を的確に把握する仕組になっていないこと

確認方針に基づく27項目の「確認の視点」全てにおいて是正が図られていると判断できなければ、原子力規制検査の対応区分の第1区分として定義する「事業者の自律的な改善が見込める状態」とはいえない。

よって、原子力規制検査の対応区分は第4区分のままでし、フェーズⅢとして、これら検査気付き事項について追加検査を継続する。

【参考】これまでの経緯

令和2年9月20日	東京電力においてIDカード不正使用が発生
令和3年1月27日	侵入検知に関わる核物質防護設備を損傷させる事案発生
令和3年2月8日	原子力規制委員会（臨時会合）：東京電力に対し、IDカード不正使用事案について重要度「白」の暫定評価を通知
令和3年2月9日	原子力規制委員会（臨時会合）：東京電力が弁明を行わない旨の回答があり、重要度「白」が確定。東京電力に検査の対応区分を「第2区分」へ変更することを通知
令和3年3月16日	原子力規制委員会（臨時会合）：東京電力に対し、核物質防護設備の機能の一部喪失事案について重要度「赤」の暫定評価を通知
令和3年3月23日	原子力規制委員会（臨時会合）：核物質防護設備の機能の一部喪失事案及びIDカード不正使用事案を一体ものとして取り扱うことを決定し、東京電力に検査の対応区分を「第4区分」へ変更すること及び同年9月23日までに原因の特定及び改善措置活動の計画の報告を求める通知を通知
令和3年4月14日	原子力規制委員会（定例会合）：特定核燃料物質の移動禁止の措置命令の発出を決定
	原子力規制委員会（定例会合）：追加検査の実施方針について審議
令和3年4月22日	東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム設置（フェーズI（現状把握）の検査を開始）
令和3年4月28日	原子力規制委員会（定例会合）：東京電力に求める第三者評価の考え方を審議

この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェーズI）の状況を5回報告（令和3年5月20日、同年6月16日、同月30日、同年7月21日、同年9月15日）

令和3年9月7日	現地調査（伴委員）
令和3年9月22日	東電報告書を受理
令和3年9月29日	原子力規制委員会（定例会合）：東電報告書の概要を報告し、今後の対応について審議
令和3年10月13日	原子力規制委員会（臨時会合）：追加検査（フェーズII）の検査計画について審議
令和3年10月20日	原子力規制委員会（定例会合）：追加検査（フェーズII）の検査計画について審議。フェーズII（本格的な検査）の検査を開始

この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェー

- ズⅡ) の状況を 7 回報告 (令和 3 年 11 月 17 日、同年 12 月 22 日、令和 4 年 1 月 19 日、同年 2 月 16 日、同年 3 月 30 日、同年 4 月 13 日、同月 20 日)
- 令和 4 年 4 月 27 日 原子力規制委員会（定例会合）：中間とりまとめを審議
この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェーズⅡ）の状況を 4 回報告（令和 4 年 5 月 25 日、同年 6 月 29 日、同年 7 月 27 日、同年 8 月 31 日）
- 令和 4 年 9 月 14 日 原子力規制委員会（定例会合）：今後の追加検査における確認方針を審議
この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェーズⅡ）の状況を 2 回報告（令和 4 年 10 月 5 日、同年 11 月 16 日）
- 令和 4 年 12 月 2 日 現地調査（伴委員・杉山委員）
この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェーズⅡ）の状況を報告（令和 4 年 12 月 21 日）
- 令和 5 年 1 月 28 日 現地調査（山中委員長）
この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェーズⅡ）の状況を報告（令和 5 年 2 月 1 日）
- 令和 5 年 2 月 17 日 現地調査（田中委員・石渡委員）
この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェーズⅡ）の状況を報告（令和 5 年 2 月 24 日）
- 令和 5 年 3 月 8 日 原子力規制委員会（定例会合）：確認方針に基づく検査の実施状況の報告（6 つの課題などを報告）
この間、原子力規制委員会（臨時会合）にて検査（フェーズⅡ）の状況を 2 回報告（令和 5 年 4 月 12 日、同年 5 月 10 日）
- 令和 5 年 5 月 17 日 原子力規制委員会（定例会合）：検査結果を審議

柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査 における確認方針

令和 4 年 9 月 14 日
原子力規制庁

1. 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和 2 年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和 3 年 4 月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を発出するとともに、追加検査を開始し、本年 4 月 27 日に追加検査の中間とりまとめを行った。

現在、中間とりまとめで了承された東京電力に対応を求める事項と評価の視点に基づき、改善措置計画の実施状況などの検査を行っているが、これまでに東京電力の改善措置計画に基づく 36 の措置が全て実施段階に入っていることを確認している。

こうした状況を踏まえ、東京電力の改善措置活動を評価するための確認方針や確認内容を定めた上で、今後の追加検査を進めていくこととしたい。

3. 追加検査の確認方針

追加検査を別紙の確認方針で進めることについて了承いただきたい。

4. 今後の予定

引き続き追加検査を行うとともに、随時、その実施状況を原子力規制委員会へ報告し、審議を行いながら追加検査を進める。

<別紙> 今後の追加検査における確認方針

別紙

今後の追加検査における確認方針

令和4年9月14日
原子力規制庁

これまでの追加検査によって、今般の2事案の背景には、核物質防護設備にみられるハード面の要因と組織・行動等にみられるソフト面の要因があったことが明らかになっている。

今後の追加検査では、東京電力が策定した改善措置のハード面・ソフト面の対策の効果が発揮され、重大な問題を繰り返さないための対策が実施されているかどうかを確認するとともに、日常的に不適合の兆候を捉えて未然に防止し、たとえ不適合が発生しても東京電力自身で適切に是正できるようになるかどうかを確認する必要がある。

以上を踏まえ、今後の追加検査（フェーズII）では以下に示す確認方針を定めた上で、検査結果のとりまとめを行っていくこととする。

確認方針1：強固な核物質防護の実現

- ・重大な問題を繰り返さないための対策として、マニュアルの整備などのソフト面の対策のP D C Aが確実に回り始めるとともに、ハード面の「人は判断ミスをするものと想定し、人に頼る部分を極力小さくする」方針が具体化され、出入管理システムや既設の立入制限区域の対策が終了し、改善効果が確認できること
- ・立入制限区域の見直しによって、より一層の改善効果が見込まれること

確認方針2：自律的に改善する仕組の定着

- ・経営層のリーダーシップによりマネジメントレビューや変更管理の仕組が改善され、核物質防護業務全体のチェック機能が働くようになり、P D C Aを回しながら資源配分を含めた改善の取組が実践されていること
- ・P P管理者の主導の下、P P C A Pで実質的な議論がなされ、核物質防護に係る不適合が確実に管理され、実効性のある措置が実施されていること
- ・こうした核物質防護に係る自律的改善の取組が、東京電力社内及び協力会社に浸透し、発電所全体で核物質防護に対する意識や行動に改善傾向が認められること

加えて、東京電力では、過去の事故・トラブル毎に様々な再発防止対策がとられてきたにもかかわらず、今回の2事案のような重大な問題が発生したことを踏まえると、現在実施されている改善措置を一過性のものとしないための取組

も求められる。

確認方針3：改善措置を一過性のものとしない仕組の構築

- ・東京電力や協力会社の職員の核物質防護に対する意識や行動について、自ら定期的にモニタリングし、劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切な対応が行われる仕組が構築され、核物質防護規定等に明記されていること

上記の確認方針に基づき、令和4年4月27日付け東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施状況（中間とりまとめ）の東京電力に対応を求める事項とその評価の視点を別添のとおり、「確認項目、確認の視点、確認内容」として再整理した。

今後の追加検査では「確認内容」に記載された事項が実現されているかどうかを「検査の対象（例）」に掲げた事項に基づき具体的に確認していく。

令和4年9月14日第38回原子力規制委員会資料（抜粋）
確認の観点の各事項に①～⑦の番号を追記

確認方針に基づく、確認項目、確認の視点、確認内容および検査の対象 (別添)			
確認方針	確認項目	確認の視点	検査の対象 (例)
1. 傷入 を防ぐ ための防 護構成	(1) 入退場管理	①耐用年数を超過した防護の取扱いが行われているか (健全性評価に基づく取扱い改修)	全ての機器について健全性評価を行い、その結果に基づき対象となる機器が特定され、取扱いが行われた機器について、健全性評価を踏まえた健全性評価が定められ、適切に維持管理されていること
		②防護管理の更なる簡化のために多様な操作方法の生体認証が導入されているか	・防護管理の演化や技術の採用による機器が設置されていること
	(2) 標本採取 (1) の複合も含む)	③人件監査等を補助する設備が導入されているか	・防護管理の演化や技術の採用による機器が設置されていること
		④既存の打入剥離区域は、2. 及び3. を踏まえた改修がなされ適用されているか	・2. 3と同じ
		⑤新たに設置される打入剥離区域の位置位置や構造は適切な計画か	・機器別規格規定において防護方式、防護設備・機能等が定められ、既設の打ち剥離区域の改修策も取り入れた新規設置として「アタ」なものであること
		⑥実証試験結果や不要警報の原因分析結果は果たして各機器の作業過程に反映されているか	・実証試験結果を踏まえた不要警報の原因分析に基づき、設備仕様の選定、検査規則の改修を行っていること ・不要警報が減少し、実機入の業務が改善され、正常な監視が行われていること
2. 立地 地盤の自 然環境に 適合した 防護設備 の実現、 運用	—	⑦機器環境の整備、風雪・堆砂・堆積物対策が徹底されているか	・機器周辺の重要性を踏まえた防護装置や保全方式が健全性評価として定められていること
		⑧自然環境に適合した機器が設置され不要警報が減少しているか	・運営規則が定める期間内に実施や修理が行われる体制が整備され、運用されていること ・定期的に行なった点検が確保されていること
3. 保守 管理体制 の整備、 強化	—	⑨機器の定期的・予備品の確保など初期支障に対する体制が整備されているか	・機器周辺の重要性を踏まえた防護装置や保全方式が健全性評価として定められていること
		⑩保全計画に基づき機器設置失した機器の迅速な復旧が実現されているか	・運営規則が定める期間内に実施や修理が行われる体制が整備され、運用されていること ・定期的に行なった点検が確保されていること
4. 防護 設備の改 善	(1) 防護本部の機能強化 (2) ヒューマンミシンイン ターフェース改善	⑪防護本部の風況監視 ⑫防護相場の風況等に對応した防護本部が整備されているか	・新たに設置される防護本部について、防護相場の風況等が定められ、防護相場して十分なものであること ・防護相場の演化や技術の採用による機器が設置されていること ・実機入の業務が改善され、正常な監視が行われていること

確認方針に基づく、確認項目、確認の視点、確認の対象

確認方針	確認項目	確認の視点	確認内容	検査の対象 (例)
5. 経営層による 被災物防護体制へ のコミットメント の実現	(1) マネジメントドロー ン改善 (2) 専任の P P 管理者に よる主体的な指揮監督と認 知	⑥ P P (Physical Protection)業務を行なう部門が組織を有するアシスタントドローニー (内部監査会合) が改善 に向けた体制が構築・実行されているか ⑦ P P 管理者の主体的な指揮監督の下、関係者との間で強烈な見える関係が構築されているか	・被災物防護業務全体のマネジメント機能を有するアシスタントドローニー (内部監査会合) が改善 に向けた体制が構築・実行されていること ・改善用活動の実施状況が会社内及び協力会社に通報されていること	・マネジメントドローニー会議 ・社長への報告記録 ・内部監査報告書、監査報告書 ・会員登録画面
6. 被災物防護基 本規約の実現	(3) 防護体制や防護設 備を維持するための経営資 源 (人、物、資金等) の積 極的投入	⑧ P P 管理者が被災業務について経営資源の範囲で啓蒙計画に明示され、実行さ れているか	・経営計画 (経営) において被災物防護の重要性とともに、必要な資源配分を行なうことの明 示されていること ・被災状況において、最正側面を含む被災物防護業務全般に必要な体制や資金が確保され ていること	・総合特別事業計画書 ・予算検討書 ・人員配置検討書、設備計 画
7. 確認方針 2 (自律的に改善 する仕組の定義)	(1) P P C A P -Corrective Action Program)の根本的な見直 し	⑨ P P 管理者が主導的・発抱所間での情報共有がなされ、実効的な 連絡が行われているか	・P P 管理者が主導的・発抱所間での情報共有がなされ、実効的な 連絡が行われた上でP P C A Pで認識の共有や対応が検討が行われて いること ・年次活動の情報共有の仕組が整備され、運用されていること	・行動監査会議 ・P P C A P運行事業 ・改善提案収集マニュアル ・アンケート結果
8. 被災物防護基 本規約の実現	(2) 不適合管理システム の導入	⑩ 不適合管理システム の実行	・協力会社の販売部署に向けた経営課題が実施に貢与していること ・協力会社の販売部署に向けた経営課題が実施に貢与していること ・不適合管理システムが運用され、是正処置の進捗状況が管理されていること ・相互通じて不適合の是正処置が確実に行われ、システムが運用されていること	・不適合管理システム運用要 領 ・会員登録 ・変更管理マニュアル ・品質評価結果
9. 確認方針 3 (改善指標の 測定性の強化) の実現	(1) 組織評価の検査は天 然	⑪ 組織評価対象を具体的に定め、新規、移管及び妥当性評価が行われているか ⑫ 必要な体制整備がなされ、被災物防護体制が確立され、運用されていること	・組織評価結果 (新規、移管及び妥当性評価) に基づき、指西 (被災ホールドインド 会社) を構成する仕組が整備され、運用されていること	・会員登録
10. 確認方針 4 (被災物防護基 本規約の実現)	(2) 顧客会社とのコニ チーム体制の構築	⑬ 顧客会社はや他地域との連携で情報共有を行なう場が設置されていること ⑭ 活発な連絡が行われているか	・協力会社はや他地域からの意見を関係者間に伝達し、業務に取入れる事の行動がなされて いること ・協力会社は各部門の連絡部署が部門内や他部門と平穡に意見交換を行っていること	・行動監査会議 ・会員登録
11. 確認方針 5 (改善指標の 測定性の強化) の実現	(2) 被災物防護に対する 意識の向上	⑯ 全拠点所全体で被災物防護の相互通報が強調され、具体的な行動に反 映されているか ⑰ 「運転員アースト」といった意識の構図や距離感が強調され、ストレスの少な い運転操作が実現されているか	・日常活動に現れる被災物防護の意識の偏差不足を示す行動が改善されていること ・部門間や、協力会社と東京支社との間で円滑にコミュニケーションを取っていること	・行動監査会議 ・アンケート結果 ・インカム一結果
12. 確認方針 6 (改善指標の 測定性の強化) の実現	9. 被 災物 防護の 意識の行 動的保持	—	・改善指標の測定性の実現により、被災物防護の重要性に対する意識や行 動的保持される仕組が構築されているか ・東京支社の被災物防護に対する意識に対する行動について、定期的にモニタ ングし、分化形態を把握した場合は必要かつ適切な対応が行われる仕組が構築され、移動防 護規定等に明記されていること	・改善指標実施計画書 ・表示能力による行動監査 記録

別添2

東京電力社員等に対する行動観察

1. 行動観察の目的

確認方針2の組織文化等の評価については、ある断面を捉えて法令遵守の状況を確認するような通常の検査手法では確認が難しく、また、定量的な評価を行うことが困難である。

一方、改善措置の効果は関係者の行動に表れることから、その行動を定期的に観察し、行動の変化を捉えることで意識の変化を評価することが適当である。

よって、別途行うインタビューやアンケート調査の結果を補完するとともに行動変化の傾向を把握することを目的として行動観察を行う。

2. 行動観察の対象及び手法

行動観察の対象は、確認方針2(自律的に改善する仕組の定着)のうち、関係者の具体的な行動やふるまいに関連する確認の視点②③～⑥とする。

なお、当該社員の行動を観察するにあたり、IAEA の安全文化に関するガイド、核セキュリティ文化の実施指針、海外規制機関及び国内機関の観察方法の調査を踏まえ、観察の視点は安全文化の10特性に基づくこととし、学識経験者からの「行動観察では対象者の一面を見ているに過ぎず、思い込みや主觀を排除して観察すること」との助言を踏まえ、観察は複数人で行い、観察内容の意識合わせを行うことにした。

そして2か月間の試運用後、観察対象者、観察活動、観察場所等の実効性を確認した上で以下のとおり本格運用を実施した。

- (1) 実施期間:令和4年6月～令和5年3月
- (2) 実施者:東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム員6名
- (3) 観察対象者及び観察場所:
 - (東京電力及び協力会社)正門、周辺防護区域出入口、防護区域出入口
 - (東京電力)防護本部、副防護本部、核物質防護部門の執務室
 - (その他)核物質防護に関する会議体
- (4) 観察事項:観察対象者の行動、ふるまい
- (5) 観察の視点:安全文化の10特性
- (6) 評価方法:観察内容を組織文化の特性毎に整理した上で、定期的(一月毎)に以下の4区分に分類し、変化の傾向を評価
 - (評価区分)
 - I. 脆弱性を示すものが見られない
 - II. ある特性で脆弱性を示すものが見られる

- III. ある特性で脆弱性を示すものが連續して見られる
IV. ある特性で脆弱性を示すものが連續して見られ、他の特性にも影響を及ぼしている

3. 行動観察の状況

(1) 組織文化の視点で評価したもの

(観察期間中の変化の傾向)

確認の視点	評価の区分									
	令和4年							令和5年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
㉓協力会社や他電力、職場内において自由に意見交換を行う場が設置され、活発な議論が行われているか	II	II	I	I	I	I	I	I	II	I
㉔協力会社等からの意見を受け入れ、自らの業務に活かす姿勢が見られるか	II	II	I	I	I	I	I	I	II	I
㉕発電所全体で核物質防護に取り組む意識が醸成され、具体的な行動に反映されているか	III	III	III*	III*	II	II	II	II	II	I
㉖「運転員ファースト」といった遠慮の構図や距離感が解消され、ストレスの少ない職場環境に変わっているか	II	I	II	II	I	II	I	I	II	I

※：令和4年7月29日及び8月22日に東京電力へ検査気付き事項を伝え、これを受けた行動観察の状況を示す。

〈確認の視点〉㉓協力会社や他電力、職場内において自由に意見交換を行う場が設置され、活発な議論が行われているか

- ・ (令和4年6月) 協力会社と東京電力との間の工事に係る打合せにおいて、内容が報告連絡のみで、本来の目的である技術的な意見交換が行われていない。「コミュニケーション」(区分 II)
- ・ (7月) 工程調整会議において、協力会社からの提案に耳を傾けることなく議論を打ち切る姿勢が見られた。「尊重し合う職場環境」(区分 II)
- ・ (令和5年2月) 工程調整会議において、協力会社からの提供された警報数の分析評価データに基づく問題点の究明や解決に活用する姿勢が見られない。「問題の把握と解決」(区分 II)

〈確認の視点〉㉔協力会社等からの意見を受け入れ、自らの業務に活かす姿勢が見られるか

- ・ 上記㉓に同じ

〈確認の視点〉②⑤発電所全体で核物質防護に取り組む意識が醸成され、具体的な行動に反映されているか

- ・ (令和4年6月～7月) 正門において、一部の人定確認が不十分であった。
「安全に関する責任」「常に問いかける姿勢」の連続(区分III)
 - ・ (6月～9月) 周辺防護区域及び防護区域の出入口での一部の手荷物検査と金属探知機検査において、定められた手順どおりの確認が行われていない。
なお、上記の人定確認等はそれぞれ別の手段でも確認されているため、出入管理上の問題はなかった。
「安全に関する責任」「常に問いかける姿勢」の連続(区分III)
 - ・ (10月) 大型車両の荷物検査において、高所における安全管理が徹底されていない。「リーダーシップ」(区分II)
 - ・ (11月) 核セキュリティ委員会において、規制庁の追加検査気付き事項や東京電力自身が実施している行動観察の計画や実施状況が報告されていない。「問題の把握と解決」(区分II)
 - ・ (12月) PPCAPにおいて、出席者に代理者が多い場合に、設備の保守管理の有効性などの技術的な議論が行われていない。
「問題の把握と解決」(区分II)
 - ・ (12月) PPCAPにおいて、見直される前の判断基準に基づき、事象の重要度や是正処置の必要性の判断が行われていた。「意思決定」(区分II)
 - ・ (令和5年1月) PPCAPにおいて、検査気付き事項に対する十分な調査を行わず、聞き取り情報のみで事象の重要度の判断が行われていた。
「問題の把握と解決」(区分II)
- ・ (2月) 周辺防護区域及び防護区域の出入口での手荷物検査において、一部の入域者が手荷物開披に協力しない態度が見られた。
「尊重しあう職場環境」(区分II)

〈確認の視点〉②⑥「運転員ファースト」といった遠慮の構図や距離感が解消され、ストレスの少ない職場環境に変わっているか

- ・ (令和4年6月) 朝会(Web 開催)において、通信状態の悪化により内容が把握できることに対して誰も声を上げない雰囲気だった。
「常に問いかける姿勢」(区分II)
- ・ (8月) 朝会において、不慣れな進行役が間違った専門用語を使った際、それを咎め会議の進行に協力しない態度が見られた。
「尊重しあう職場環境」(区分II)
- ・ (9月) 防護本部において、眼鏡を着用していなかったため、操作が追い付いていない監視人がいた(その後、眼鏡を着用し適切に操作していた)。

なお複数人の監視により、監視活動に影響はなかった。

「常に問い合わせる姿勢」(区分Ⅱ)

- ・ (11月)周辺防護区域出入口の照明について、一部消灯したことに伴う作業環境の悪化が見られた。「リーダーシップ」(区分Ⅱ)
- ・ (令和5年2月)防護区域出入口において、入域ピーク時間帯での立会時間の中で、見張人とコミュニケーションを取ることなく、人定確認を受ける東京電力社員の集団が見られた。「尊重しあう職場環境」(区分Ⅱ)

(2) (組織及び行動の観点)特定の個人・会議体を確認したもの

(観察期間中の変化の傾向)

確認の観点	脆弱性を示す観察事項の件数									
	令和4年							令和5年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
⑭ P P (Physical Protection)業務を特別視せず、P D C Aサイクルを確実に回していく体制が構築・実行されているか	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
⑮ P P 管理者の主体的な指揮監督の下、関係者との間で顔が見える関係が構築されているか	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
⑯ P P 管理者が現場を主導し、発電所間での情報共有がなされ、実質的な議論が行われているか	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
⑰ 社員だけでなく協力会社を含めた常日頃の気付き事項が自由に取り上げられているか	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	0件	1件

(注) 当該確認の観点は「組織文化」の行動変容を確認するものではなく、特定の個人の行動や会議体の仕組に係る事実を確認するものであるため、4つの区分評価はせず、「脆弱性を示す観察事項」の件数を示す。

〈確認の観点〉⑭ P P (Physical Protection)業務を特別視せず、P D C Aサイクルを確実に回していく体制が構築・実行されているか

- ・ 観察期間中、本社及び発電所の核物質防護部門の管理職は現場に足を運び、会議体にも出席し、声かけや指導が行われており、脆弱性を示す観察事項は見られなかった。

〈確認の観点〉⑮ P P 管理者の主体的な指揮監督の下、関係者との間で顔が見える関係が構築されているか

- ・ 同上

〈確認の観点〉⑯ P P 管理者が現場を主導し、発電所間での情報共有がなされ、実質的な議論が行われているか

- ・ (令和4年6月)PPCAPについて、不慣れな出席者によって再発防止対策の

有効性の審議が行われていない。

〈確認の視点〉⑯社員だけでなく協力会社を含めた常日頃の気付き事項が自由に取り上げられているか

- ・(再掲)(12月)PPCAPにおいて、出席者に代理者が多い場合に、設備の保守管理の有効性などの技術的な議論が行われていない。
- ・(再掲)(12月)PPCAPにおいて、見直される前の判断基準に基づき、事象の重要度や是正処置の必要性の判断が行われていた。
- ・(再掲)(令和5年1月)PPCAPにおいて、検査気付き事項に対する十分な調査を行わず、聞き取り情報のみで事象の重要度の判断が行われていた。
- ・(3月)本社及び3サイトの情報共有のためのPPピアグループ会議において、主査からの質問に対して、代理出席者が複数回に亘りPP管理者に確認した上で回答する旨発言していた。これは所用で欠席となったPP管理者の参加要否を確認する事なく会議が開催されたことによるものであった。

(3) (組織及び行動の視点)健全性を示す主な観察事項

〈確認の視点〉⑭P P (Physical Protection)業務を特別視せず、P D C Aサイクルを確実に回していく体制が構築・実行されているか

- ・核セキュリティ委員会において、原子力・立地本部長（主査）から、立入制限区域境界の見直し関連工事について前倒して早期に設計を固めるよう指示がなされていた。
- ・同委員会において主査から、法令に基づく防護設備の強化対策の検討及びスケジュールについては、各発電所間で連携して対応するよう指示がなされていた。

〈確認の視点〉⑮P P 管理者の主体的な指揮監督の下、関係者との間で顔が見える関係が構築されているか

- ・正門での挨拶運動、自ら率先しての防護本部・副防護本部を含め現場状況の把握、警備員への具体的な警備方法の指示といった健全性を示す良好事例が多数見られている。
- ・毎朝の朝会、防護直の引継ぎ会議及びPPCAPの実施状況を把握し、前広に防護設備の取替・補修等の措置を指示している状況が見られている。

〈確認の視点〉⑯P P 管理者が現場を主導し、発電所間での情報共有がなされ、実質的な議論が行われているか

- ・本社と3発電所間の情報共有会議において、核物質防護に係る不適合の重要度判断と公表要否の判断の見直し検討後、発電所間の統一化に関する議

論が活発に行われている。

〈確認の視点〉⑯社員だけでなく協力会社を含めた常日頃の気付き事項が自由に取り上げられているか

- PPCAPにおいて、見張人から報告された気付き事項について核物質防護上の脆弱性を議論した上で事象の重要度判断が行われている。

〈確認の視点〉⑰協力会社や他電力、職場内において自由に意見交換を行う場が設置され、活発な議論が行われているか

- 協力会社の事務所に東京電力社員が出向き、核物質防護業務に対する情報交換が行われており、協力会社から要望のあった正門の椅子の交換作業の進捗状況が報告されていることや、令和4年5月に発生した入構登録証の有効期限切れ事象への対応を踏まえて、PP管理者が見張人に対して警備方法を直接指導している。

〈確認の視点〉⑯「運転員ファースト」といった遠慮の構図や距離感が解消され、ストレスの少ない職場環境に変わっているか

- 警備業務を担う見張人は、入域する東京電力社員や協力会社社員に遠慮することなく、全く同一の手順で接している。

4.まとめ

行動観察では、東京電力社員及び協力会社社員の行動の変化を捉えることで、意識の変化を評価することとし、観察は以下の視点で行った。

- 東京電力社員を対象とした、⑰協力会社や他電力、職場内において自由に意見交換を行う場が設置され、活発な議論が行われているか、⑱協力会社等からの意見を受け入れ、自らの業務に活かす姿勢が見られるかといった視点
- 東京電力社員に加えて協力会社社員も対象とした、⑲発電所全体で核物質防護に取り組む意識が醸成され、具体的な行動に反映されているか、⑳「運転員ファースト」といった遠慮の構図や距離感が解消され、ストレスの少ない職場環境に変わっているかといった視点

その結果、東京電力社員を対象とした⑰、⑱については、観察当初は協力会社との間で活発な議論が見られなかったものの、その後は速やかに改善され、率直な意見交換が行われるようになり、東京電力社員の意識の変化が確認された(評価区分II(脆弱性あり)からI(脆弱性なし)に変化)。

また、最近見られた脆弱性についても翌月には見られなくなっており、東京電力社員の意識が高い状態で維持されていることがうかがわれる。

一方、協力会社社員も含めた㉕、㉖において、特に㉕の発電所全体の意識の醸成に関する行動に関して、観察当初は現場での防護実務を担う東京電力社員や実質的に警備業務を担う協力会社社員の不十分な人定確認や定められた手順どおりの検査が行われていないといった行動が連續して確認されたことから、検査気付き事項として東京電力に伝え、改善を促す必要があった(Ⅲ(脆弱性が連續している))。その結果、本件については改善がなされ、運用見直しに伴い確実な検査が行われるようになった。

その後はPPCAPにおける代理出席者による議論の低調さや検査気付き事項に対する不十分な対応、協力会社との関係性に直接影響する行動(入域者が手荷物開披に協力しない態度、見張人とコミュニケーションを取らない東京電力の集団等)が確認されたが、その都度改善され、自律的な改善が図られてきており(Ⅱ(脆弱性あり))、最近は脆弱性が見られなくなった(I(脆弱性なし))に変化)。

また、㉖については、東京電力社員が会議内容を把握できることに対して誰も声を上げないこと、出入管理所の照明の一部消灯に伴い作業環境が悪化していること、見張人とのコミュニケーションを取ることなく、人定確認を受ける東京電力社員の集団が見られることなどストレスのある状況が確認されていたが、これらは都度解消され、自律的な改善が図られてきている(複数回のⅡ(脆弱性あり)は都度I(脆弱性なし)に変化)。

以上のとおり、今回の行動観察によれば、脆弱性を示す行動やふるまいが連續して見られない状態となり、核物質防護の意識や行動に改善の傾向が見られるようになった。

【参考】安全文化 10 特性 43 属性と核セキュリティ文化 30 特性の対比

安全文化 10 特性	安全文化 43 属性			核セキュリティ文化 30 特性
PA 安全に 関する責 任	PA1 業務の理解 と遵守	PA2 当事者意識	PA3 協働	個人行動 (a)専門的行為、(b)個人の責任能力、(c)手続きへの 固執、(d)チームワークおよび協力 〈管理システム：(b)明確な役割および責任、(g)情 報セキュリティ、(j)品質保証〉※
QA 常に問 いかける 姿勢	QA1 リスクの認 識	QA2 自己満足の 回避	QA3 不明確なも のへの問題観	個人行動 (e)警戒
	QA4 想定の疑問 視			
CO コミ ュニケー ション	CO1 情報の自由 な流れ	CO2 透明性	CO3 決定の根拠	リーダーシップ行動 (a)期待、(f)有効なコミュニケーション 〈管理プロセス：(o)規制側とのインターフェー ス、(p)サイト外の組織との調整〉※
	CO4 期待	CO5 職場のコミ ュニケーション		
LA リーダ ーシップ	LA1 安全に関する 鞭撻的関与	LA2 管理者の判断 と行動	LA3 職員による 参画	リーダーシップ行動 (b)権限の行使、(c)意思決定、(d)管理監督、(e)従 業員の関与、(f)有効なコミュニケーション、(g)実 施の改善、(h)動機付け 〈管理システム：(a)明白なセキュリティ方針、(c) 性能測定、(d)作業環境、(k)変更管理〉※
	LA4 資源	LA5 現場への影響 力	LA6 報奨と処罰	
	LA7 変更管理	LA8 権限、役割 及び責任		
DM 意思 決定	DM 体系的な取組	DM2 安全を考慮 した判断	DM3 決定におけ る明確な責任	リーダーシップ行動 (c)意思決定
	DM4 予期しない 状況への準備			
WE 尊重 しあう職 場環境	WE1 職員への尊 重	WE2 意見の尊重	WE3 信頼の育成	個人行動 (d)チームワークおよび協力 〈管理システム：(i)継続的な従業員の信頼性の決 定〉※
	WE4 衝突の解決	WE5 施設を大事 にする意識		
CL 繼続的 学習	CL1 自己評価、独 立評価	CL2 経験からの 学習	CL3 訓練	〈管理システム：(e)訓練および資格、(j)品質保証 (m)緊急時対応計画および演習、(n)自己評価〉※
	CL4 リーダーシ ップの開発	CL5 ベンチマー キング		
PI 問題の 把握と解 決	PI1 特定	PI2 評価	PI3 解決	リーダーシップ行動 (g)実施の改善 〈管理プロセス：(l)フィードバックプロセス〉※
	PI4 傾向			
WP 作業 プロセス	WP1 作業管理	WP2 安全裕度	WP3 文書化	〈管理システム：(f)業務管理、(h)運転および保守〉 ※
RC 問題提 起できる 環境	RC1 問題提起で きる制度	RC2 問題提起の 代替手段		リーダーシップ行動(g)実施の改善

(注) ※ : 管理プロセスに係る特性であり、行動観察以外の方法で確認できる特性

別添3

東京電力社員等に対する核物質防護に関する意識調査

1. 目的

確認方針2の組織文化等の評価に当たって、柏崎刈羽原子力発電所(以下、「K」といふ。)における東京電力社員及び協力会社社員の核物質防護に関する意識の変化を把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施し、東京電力の改善措置活動による改善状況の度合いを10段階で評価した。

【調査時期】令和4年7月(ほとんどの改善措置活動が実施段階に入った時期)

令和5年2月～3月(前回の調査から半年以上経過した時期)

【調査対象】東京電力社員(KKセキュリティ管理部員)、協力会社社員

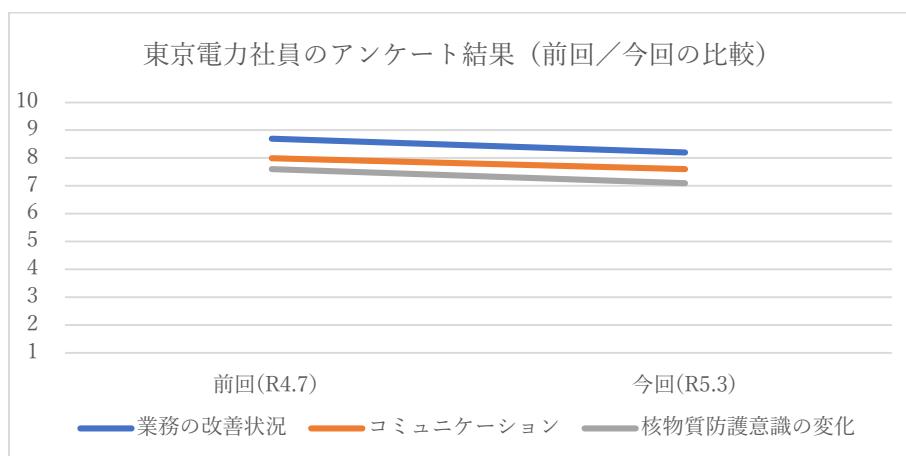
2. アンケート調査結果

(1) 東京電力社員(KK セキュリティ管理部)

【東京電力社員の意識は高いレベルを維持】

前回に比べ若干低下しているが、大きな違いは見られず、「業務の改善状況(改善措置計画の浸透状況)」「協力会社を含めた常日頃のコミュニケーション」「発電所全体の核物質防護意識の変化」は良い方向に変化していると感じるという意見が多く、高いレベルを維持している。なお、項目毎の変化の傾向に違いは見られない。

一方、「人は増加したが、それ以上に仕事量は増加している」「特定の人(管理職等)に仕事が集中しやすい構造が変わっていない」「工程優先のため、検証、妥当性確認や安全確認が疎かになっており、リリース後の不具合が多くなっている」といった否定的な意見があった。



【主な意見】

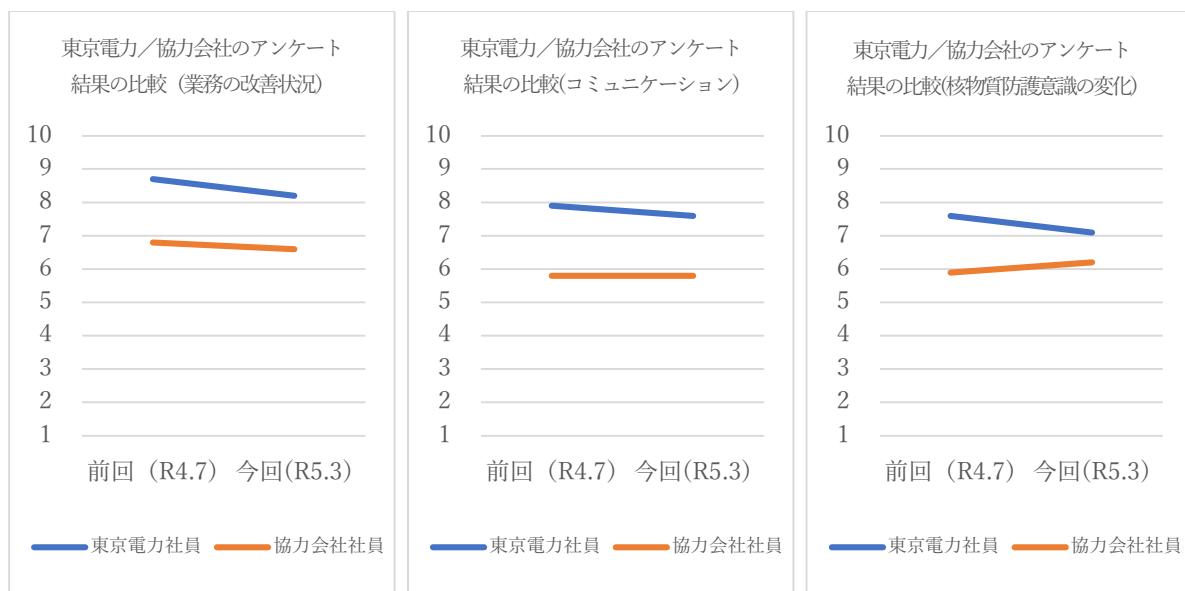
- 大雪時に発電所全体で除雪作業を優先して取り組み、通常の監視体制への早期復旧が図られている。
- 社員の意識レベルが高くなり対応スピードも上がっている。
- 発電所長やPP管理者からのメッセージ発信の効果で、明らかに入構時に警備員の指示等に協力する者が増加しており、運転員の対応も変化している。
- PP管理者が先頭に立って業務を行っている。このため周囲もやる気を出しているが、オーバーワークにならないか心配である。
- 運転員ファーストが防護ファーストに置き換わって他の部署のストレスになっていないか心配である。

(2) 協力会社社員

【東京電力と協力会社との間で意識のギャップが存在】

前回と今回との間で、3つのアンケート項目「業務の改善状況(改善措置計画の浸透状況)」「東京電力との常日頃のコミュニケーション(意見の取り入れ)」「発電所全体の核物質防護意識の変化」とともに大きな違いは見られず、何れも東京電力との間で意識のギャップが見られる。

また、東京電力社員の「コミュニケーションがとりやすい環境になってきている」という意見に対して、協力会社の「あいさつをしない東電社員はまだ多い」「無理な要求や無駄な要求が多く、口では言うのに実際はやってくれない」といった否定的な意見があった。



【その他主な意見】

- 社員の意識レベルが高くなり対応スピードも上がっている。
- 発電所長やP P管理者からのメッセージ発信の効果で、明らかに入構時に警備員の指示等に協力する者が増加しており、運転員の対応も変化してきている。

【インタビューにおける主な発言】

- 発電所長やP P管理者からのメッセージが協力会社全員に周知されており、P P管理者を含む東京電力上層部が現場に足を運び、現場の声への迅速な対応が行われている。
- 発電所長の挨拶運動の効果で東京電力社員の対応や入構者の雰囲気に良い変化が生じてきている。
- 常日頃の気付き事項は東京電力社員へ直接連絡したり、毎日のミーティングにおいて情報共有したりして、活発な議論が行われている。
- 協力会社が直接C Rを起票し登録できる仕組が整備された。
- 一部の入構作業員の手荷物検査時のクレームに対する改善要望について、東京電力による迅速な対応が行われた。
- P P管理者からの働きかけに応じて、協力会社から要望のあった高所における安全措置の迅速な導入が図られている。
- 今後、気付き事項などのC R (Condition Report)については協力会社への情報共有化、記載内容の改善や責任の明確化が必要である。
- 意見交換会等が実施された際の意見の改善が図られておらず、フォローアップ情報も共有されていない。